

第2章 情報通信政策の動向

ゆとりと豊かさを実感できる生活大国と均衡のある国土形成の実現、さらには、国際社会への貢献等への観点から、情報通信政策は着実に進展している。

本章においては、情報通信政策の展開を、情報通信の高度化及び振興のための総合政策、電気通信及び放送分野に関する政策、郵便事業の推進及び郵便局ネットワークの活用、情報通信分野における国際政策及び技術開発の視点から、4年度に実施した施策及び5年度に実施予定の施策について概観する。

第1節 情報通信政策の展開

1 21世紀にむけた新たな情報通信基盤の整備について

情報通信基盤は、我が国の産業、経済及び国民生活を支える社会基盤として大きな役割を果たしている。しかし、今後の発展と高度情報化の進展に伴い、国民生活及び経済活動の情報通信に対する依存が格段に高まっていることにかんがみ、情報通信基盤の抜本的な高度化を早急に図っていくことが期待されている。

一方、情報通信インフラの整備については、長期間にわたって莫大な資金が必要であり、需要の程度・時期が必ずしも明確ではない。また、官民の適切な役割分担、技術革新に対応した制度の確保等の課題が生じている。そこで、技術開発動向を踏まえた情報通信インフラの整備方策に関し、総合的かつ具体的な指針の早急な策定が必要となっている。こ

のような問題意識のもと、5年3月に、21世紀にむけた新たな情報通信基盤の整備の在り方について電気通信審議会に諮問した。なお、答申は6年3月に行われる予定である。

2 情報通信の高度化を目指して

現在、情報通信を取り巻く環境は、多数の新規事業者の参入、多種多様なサービス及び端末機器等の出現により、大きな変化を遂げている。この様な状況の中、新たに、中長期的な観点から、情報通信の高度化について、具体的・定量的に展望し、望ましい方向への発展を支え、促進するような施策を考えていく必要性が高まってきた。このような理由から、電気通信審議会に対し、「情報通信高度化ビジョン」の策定が、3年5月に諮問、4年6月に答申を受けている。答申の中では、豊かさを実感できる社会づくりと情報通信との関係に配慮し、多様化する消費者ニーズの充足に重点を置いた情報通信の高度化の展望とこれを支える政策の在り方に焦点を当てている。

まず、今後の情報通信政策の基本的方向性に関する分析の中では、豊かな社会を実現するための情報通信の役割として、①経済の持続的発展、②ゆとりある生活環境整備への貢献、③国際社会の一員としての責務遂行の3点を挙げている。そしてこれらを実現していくために、情報通信が目指すべき方向性としては、電気通信市場の競争状況の出現や特定の機器に依存しないシステムの構築が可能となった時代における利用者の主体性の確保、制度の透明性と競争条件の実質的な対等性の確保等の視点が重要であると指摘している。また、具体的な政策課題としては、①研究開発の推進、②高度なネットワークの整備、③人材の育成、④ソフトウェアの重視の4点が必要であると言及している。

さらに、21世紀に向けた長期的な課題としては、①情報通信インフラ

の整備、②新たな情報環境への対応が重要であると分析している。特に、インフラの整備の在り方としては、現在、ケーブルテレビ、衛星通信の整備が進み、広帯域ISDNが登場しようとしている状況を踏まえ、当面の対応としては、①インフラ間の競争推進、②新しい高度なインフラ整備のインセンティブの付与及び公正競争のための条件整備、③インフラの全国的な利用の確保、インフラ間の優位性を明らかにするための検討及び電線類の地中化をはじめとする街並みとの共存の確保の重要性を指摘している。

最後に、情報通信の高度化の動向として、今後5年間の情報通信産業の市場規模予測を行っている。これによると、3年度末に59兆円(推定)の市場規模が8年度末には、79兆円に達すると予測、この間の伸び率は、34.9%であり、名目GNPの伸び率が29.9%と予測されていることから、情報通信分野は、日本経済全体の成長率を上回る成長を遂げるものと分析されている。

3 情報通信による豊かさとゆとりのある生活環境の整備

(1) 身体障害者の通信・放送サービス利用の円滑化

すべての国民一人一人が豊かさとゆとりを実感できる生活大国を実現するためには、誰もがテレビや電話等の情報通信の利便性を等しく享受できるようにすることが重要な課題になっている。

このような背景から、身体障害者がテレビ等の通信・放送のサービスを十分に受けられるようにするため、テレビの字幕放送や解説放送の充実、新しいサービスの開発等に向けた取組が必要とされている。

このような理由から、①字幕放送(聴覚障害者向け)・解説放送(視覚障害者向け)の番組制作に対する助成、②字幕放送を行うために必要な文字多重放送設備等の整備に対する利子補給、③身体障害者向けの新し

い通信・放送サービスの開発に対する助成、及び④身体障害者向けの通信・放送サービスに関する情報提供を実施するためのデータベースの整備等の施作を推進することとしている。

(2) 高齢化社会に対応した情報通信政策

来るべき高齢化社会に向けて、高齢者が、ゆとりある豊かな生活を営み、主体的で自由に活動する社会を想定し、そのような社会を実現する上で必要になる情報通信及び情報通信政策の在り方を明らかにする目的で、郵政省において、3年10月から4年4月まで、「豊かで活力ある高齢化社会の形成と情報通信に関する調査研究会」が開催された。

この調査では、今後社会の中で比重が増す高齢者の社会的な役割が高まる中で、それに対応した仕組みを整備することの重要性が指摘されている。そして、具体的な情報通信の役割としては、①多様な趣味、生きがいの実現を支援する手段、②家族・友人等との「ふれあい」の手段、③高齢者の生活活動を支援する手段、及び④安心して暮らせる生活環境を提供する手段としての情報通信の役割が期待されている。

また、高齢化社会に向けた情報通信技術の方向性としては、操作性の向上、サービス機能の高度化・多様化等の側面からの改善に関する重要性が示されている。

さらに、21世紀の高齢化社会に向けての情報通信の課題としては、高齢者に対し親和性の高い情報通信システムの開発、高齢者のニーズに則した有用なサービスの充実、高齢者の情報通信サービスの積極的な利用に対する支援の必要性が指摘されている。

(3) 家庭向け情報通信サービスの在り方

家庭向け情報通信サービスについては、80年代以降、多くの企業等により、ビデオテックス、パソコン通信、ホームバンキング、ホームトレード等、様々な取組がなされてきたが、現状においては、端末数や利用状

況等の面において、必ずしも広く普及しているとは言えない状況にある。このような状況をかんがみ、企業等が家庭向けに行う情報通信サービスのあるべき姿を明らかにするとともに、その健全な普及に至るための方策を追求することを目的として、3年3月に郵政省において、「家庭向け情報通信サービスの在り方に関する調査研究会」が開催され、4年6月に報告書がまとめられた。

本報告書においては、家庭生活において、情報通信サービスが広く普及していくためには、便利で、安心できる、安価なサービスが必要であると、サービス提供者、センター、ネットワーク及び通信機器のあるべき姿について、次のような提言が行われている。

ア サービス提供形態

サービス提供者の規模、地域、企業系列、業種・業態等にかかわらず、できる限り多くのサービス提供者が容易に参入することが可能となり、サービス内容による自由な競争の中で、利用（加入）手続きの簡素化や24時間・年中無休等によりサービスが提供される環境が望まれる。また、苦情処理体制や利用者の個人データに関する保護対策が整備されることも望まれる。

イ センター

ビデオテックス、パソコン通信のセンターの有効利用を図るとともに、連携サービス（ホームバンキングやホームリザベーションとその代金決済とが1回のアクセスの中で行えるサービス）を可能とするセンターが新たに設置されることが望まれる。

ウ ネットワーク

通信料金の遠近格差の縮小が求められるとともに、時間制課金、従量制課金等の選択を可能とするなど、利用者にとって選択性の高い通信料金体系が望まれる。また、通信データの重要性の高まりや故障等に備え、

回線の二重化対策等のネットワークにおける信頼性の一層の向上が望まれる。

エ 通信端末

簡単な端末操作の実現のため、より人間の感性に近いマン・マシンインタフェースの開発が望まれる。また、高齢者や身体障害者等にとって利用しやすい端末が必要であり、汎用性、価格、操作性、機能及びサービス等を含めた総合的な研究開発が求められる。

(4) 情報通信による就業環境の改善

東京一極集中問題に代表される我が国の大都市部への産業の過度の集中状況によって、都市部においては、地価の高騰等に影響された狭隘で高コストな就業空間の問題、慢性的な交通渋滞及び通勤ラッシュ、長距離・長時間通勤等の通勤問題、また、就業機会の地域格差の拡大等様々な問題が生みだされている。

一方、経済の発展によってもたらされた国民のライフスタイルや価値観の変化、さらには、女性の社会進出の進展による就業構造の変化によって、勤労者の就業観の多様化が生みだされてきたとともに、企業においても、経済性の観点から、産業立地の分散化を図るなどの行動が見られるようになってきている。このような状況の中で、一部の企業においては、高度情報通信技術を活用し、在宅勤務、サテライトオフィス等が先進的に導入されている。これらの就業形態は、勤労者にとって自由度の大きいものであり、通勤問題等の諸問題も改善に向かうものと期待される。

このような問題意識のもと、郵政省において、4年10月に「就業環境の改善と情報通信の在り方に関する調査研究会」が開催され、高度な電気通信技術を活用した新しい就業形態の動向を検証し、就業環境の改善に資するための情報通信の活用方法と普及のための課題が検討されている。具体的には、情報通信の活用策として、諸外国におけるテレコミュニ

ティングシステム（通信通勤）の利用事例やマルチメディア・オフィス LANのような新しい情報通信システムの研究、また、モデルシステムの開発やシステム相互間の接続性の確保及び標準化の推進等の開発施策、さらには、全国の郵便局を活用したサテライトオフィス、レンタルオフィス等の導入を検討するなどの普及施策等が審議されている。

4 情報通信による環境問題への対応

(1) 郵政省の環境問題への取組について

近年、オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯林の減少、大気や水質の汚濁、自然環境破壊等、人類の生存基盤に係る環境の破壊が世界的規模で急速に進行しつつある。このような状況下において、郵政省においても、環境問題は、人類の生存に係る重要な問題として、官民が一体となり総力を挙げて取り組むべき課題として認識し、これまでも、郵政省において、短波長ミリ帯の電磁波を利用したオゾン層や大気中の微量ガス成分の計測や紙資源を使用する葉書への再生紙の利用等、電気通信と郵政事業の両面から対応が行われてきた。

しかし、現在の環境破壊の急速な進展及び環境問題の解決に向けた世界的規模の問題意識の高まりに対し、郵政省としても環境問題に対する総合的な認識を明らかにし、環境政策を強力に推進する観点から、「郵政省の環境問題への取組について（郵政省環境政策大綱）」を4年12月に策定した。

ここにおける基本的な考え方としては、経済成長の活力を損なうことなく国民生活や事業活動を環境と調和させていくという既存の枠組みを越えた新しい対応とこれを実現させていくための道筋を情報通信を利用する観点から提起していることである。また、政策実施のための社会的な基盤として、全国にあまねく展開している2万4千の郵便局ネットワー

クの活用の可能性を踏まえたことである。

そもそも、情報通信は、それ自体クリーンでエネルギー消費の少ない社会資本である。エネルギー消費の大きい交通による人、物の移動を情報通信で代替することによって、大きな環境改善効果を挙げることができる。今後、情報通信は、国民生活や産業活動を環境に調和したものに変えていくための社会基盤として、大きな役割が期待されている。

具体的な施策及びその効果予測に関しては、郵政省において、4年11月から5年3月まで開催された「環境・省エネ対応型電気通信システムに関する研究会」において検討が行われた。この研究会の目的は、米国におけるテレコミュティング（通信通勤）に関する法律制定の動きとその影響を踏まえ、環境改善効果の高い情報通信システムとそれによってもたらされる二酸化炭素の数量を試算することによって通信政策の策定に資することである。

個別の情報通信システムとしては、次の3つが主に検討された。

① 交通代替型通信システム

テレビ会議やテレコミュティング等、映像通信を用いた臨場感の高い情報通信システムの普及を促進することにより、出張等の交通による移動の削減により、二酸化炭素の削減や省エネに貢献することが可能になることが検証されている。郵政省においても、郵便局衛星通信ネットワーク（P-SAT）を整備し、会議や研修に伴う人の移動の削減を図ることにしている。

② 省エネ型電気通信システム

電力、空調及び照明等、ビルの屋内設備の効率的な管理を行うために、電気通信回線を利用して集中制御を可能とするビル管理統合通信システムの導入により、電力消費の削減も期待されている。また、情報交換を電子化して行うEDI（電子データ交換）もペーパーレス化を促進する

などの効果を期待されている。

③ 環境モニタリング型通信システム

大気や水質の監視を多地点間に設置されたセンサーを通信ネットワークで制御し、各地での異変を迅速に把握・分析し、環境破壊の事前防止等に資することが可能であり、すでに約300の自治体及び企業で活用されている。そして、全国的な普及に向けての支援施策について検討された。

(2) 環境監視のための技術開発・国際協力

電波や光を用いた計測技術は、環境モニタリングを通じて、環境状態の継続的な監視と環境悪化要因の解明に、また、地球環境情報ネットワークは、観測データの有効な利用等にそれぞれ大きな役割を果たすことができる。このように、国際協力を促進し、世界的規模における技術開発の推進を図ることが今後一層重要になっている。

3年度からは、日米共同熱帯降雨観測衛星(T RMM)搭載用降雨レーダの開発を行い、降雨レーダ、マイクロ波、可視・赤外線各データの相互利用等により地球的規模における気候変動の観測体制の強化を図るなどの措置が実施されている。なお、本衛星は、9年度中に打ち上げが予定されている。

4年度の新規施策として、同年10月から「地球環境保全国際共同研究推進会議」を開催するとともに、オゾン層破壊や地球温暖化に密接に関わりのある中層大気(高度約15~100km)の総合的観測システムの開発や極域における中層大気共同観測・共同実験に着手した。このプロジェクトは、アラスカ大学を中心とした米国と我が国との国際共同研究であり、日米科学技術協力協定に基づく案件として採択されている。

また、「高分解能三次元マイクロ波映像レーダによる地球環境計測技術の研究」が、5年度から12年度にかけて8年計画で実施される。これは、海洋汚染、砂漠化等の環境問題はもとより、地震や洪水等の自然災害に

対し、機動的な対処を行い、影響の大きさやそれによる環境の変化を予測するために、世界で初めて 3 次元立体映像を用いた観測体制を整備し、それを可能にする航空機搭載型のレーダの開発と合わせて、人工衛星搭載型レーダの基礎技術の確立も目指している。

さらに、5 年度から「アジアにおける地球環境計測技術の共同研究」を推進する予定である。これは、アジア地域におけるピナツボ火山の噴火や熱帯雨林の破壊等、急速な環境の悪化に対処するために、開発途上国自らが、電磁波を利用した高度な地球環境計測が可能となるように技術セミナーを開催し、計測機器等の共同研究を実施するものである。

(3) 環境にやさしい郵政事業の推進

郵政事業自らが、多くの資源・エネルギーを消費しているとの問題意識に立ち、事業活動そのものの環境負荷の低減を図るとともに、全国 2 万 4 千の郵便局ネットワークの活用によって、国民と一体となった環境問題への対処を図ることが重要になっている。

郵政事業においては、低公害車の試行配備として、これまでに、電気自動車 17 両、メタノール自動車 1 両の導入を行ってきており、今後とも、この試行配備の拡充を実施すること、また、自動車を中心である郵便物輸送においても、効率化を高め、取扱郵便物数の増加に対応し、車両の増加抑制を図るとともに、可能な限り鉄道コンテナの利用拡大に努めていくことにしている。

また、郵便葉書の再生紙の利用については、4 年 9 月から再生紙利用の寄附金付き広告つき葉書を発行した。今後、お客様の利用動向等を勘案した上で、5 年度には、暑中見舞用葉書(かもめ一る)、春の絵柄つき郵便葉書(さくらめ一る)、ふるさと絵葉書、はあとめ一るの 4 種を加え、合わせて 7 億 5,570 万枚に再生紙を活用する予定である。

さらに、郵便局ネットワークの環境問題への活用については、寄附金

付き広告つき葉書、寄附金付きお年玉付郵便葉書・切手の販売によって集まった寄附金を、地球環境の保全のための事業を行う団体に配分するとともに、国際ボランティア貯金にかかわる寄附金についても、環境保全事業を行うNGOに対して配分の対象とし、海外援助に役立てている。

5 情報通信による国土の均衡ある発展

(1) 多極分散型国土形成の推進

3年12月、国土審議会に、第4次全国総合開発計画（昭和62年策定）の総合的点検作業を行うために調査部会が設置された。これは、総人口の伸びの鈍化、高齢化の急速な進展、グローバリゼーションの一層の進展、情報化、サービス化の進展等の産業構造の変化、価値観の多様化を反映したより質の高い生活へのニーズの高まり等の情勢変化を踏まえ、多極分散型国土の形成を推進していくため、長期的視点に立って、国土政策の対応方向を明らかにすることを目的としている。そして、今年末に、調査・審議の結果を取りまとめる予定である。

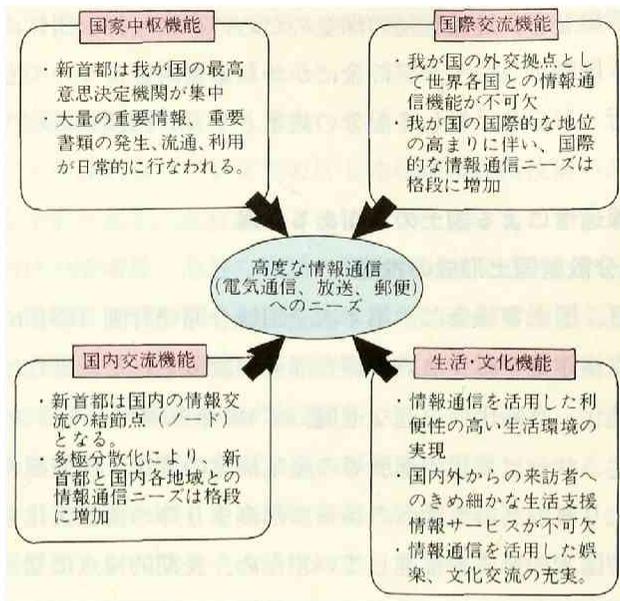
郵政省としても、地域主導の地域づくりと公共投資の計画的実施の推進に関し、情報通信ネットワーク整備の現状と課題、また、それと諸機能集積との関係等について検討を進めていくこととしている。

(2) 国会等の移転への対応

東京一極集中を是正し、多極分散型国土形成に資するとともに、地震等の大規模災害への脆弱性を克服するなどの目的から、4年12月、「国会等の移転に関する法律」が制定され、政府として国会等の東京圏外への移転の具体化策について積極的に検討することとされた。

郵政省としては、仮に、国会・中央官庁等の移転が行われる場合における未来型の新都市建設及び移転の円滑化のための情報通信基盤の在り方について、新都市の果たすべき「国家中枢機能」、「国内交流機能」、「国

第2-1-1図 新首都の4つの機能と情報通信ニーズ



「国際交流機能」及び「生活文化機能」が十分に発揮されるための情報通信基盤の整備の方法等について検討を進めることとしている（第2-1-1図を参照）。

(3) 地方拠点都市地域の整備

地方の自立的成長の促進と国土の均衡ある発展を図る目的で、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」が制定、施行されたところである。郵政省としても東京一極集中の是正や地方の活性化については、情報通信基盤の整備が不可欠であるとの立場から、電気通信の高度化による地方拠点都市地域の整備を促進していくこととしている。

具体的な支援措置としては、以下のことが講じられている。

- ① テレビ会議、遠隔研修及び高速データ通信等の大容量の電気通信を

行うための機能を備えた中核的施設（サテライトビジネスセンター）の整備事業を行う第3セクターに対する通信・放送機構からの出資及び日本開発銀行等からの無利子融資。

- ② 情報通信サービス提供関連施設等の整備に対する日本開発銀行等からの低利融資。
- ③ 産業業務施設（電気通信業、放送業に係る事務所及び研究所を含む）に係る特別償却制度等。
- ④ 地方拠点都市地域の電気通信の高度化の促進のための調査。

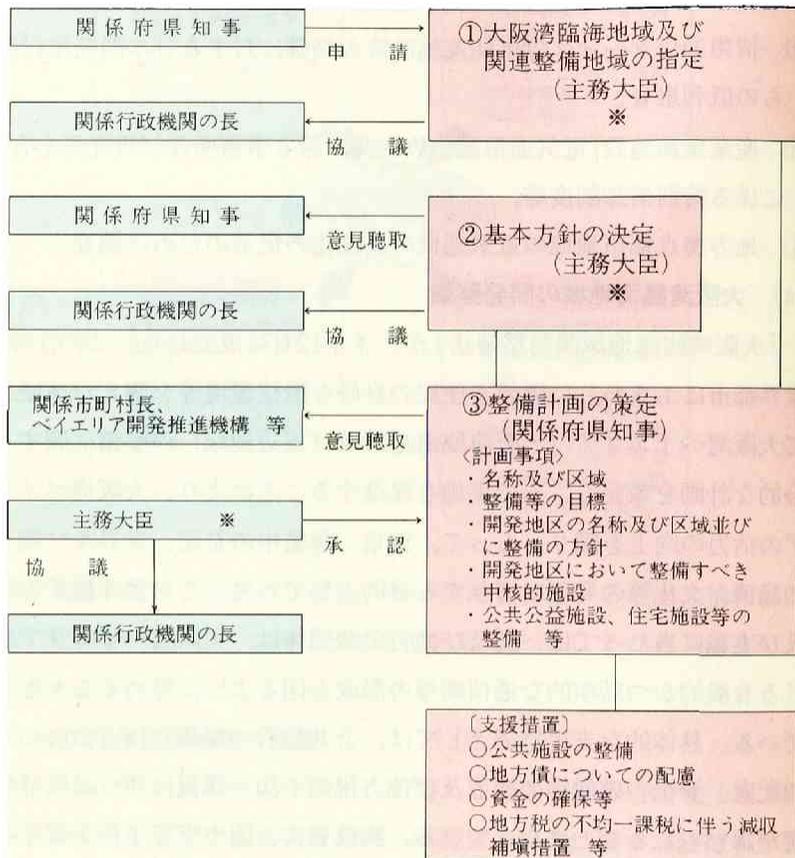
(4) 大阪湾臨海地域の開発整備

「大阪湾臨海地域開発整備法」が、4年12月に成立した。この法律は、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域として大阪湾ベイエリア（大阪湾臨海地域及び周辺地域）の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、大阪湾ベイエリアの活力の向上を図り、もって、東京一極集中の是正、世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与する目的としている。この法律施策の策定及び実施に当たっては、国及び地方公共団体は、大阪湾ベイエリアにおける有機的かつ効率的な通信網等の形成を図るよう努めることとされている。具体的な支援措置としては、公共施設の整備、地方債についての配慮、資金の確保等の措置及び地方税の不均一課税に伴う減収補填措置が講じられることになっている。郵政省は、国土庁等主務7省庁の一つとして、地域の指定や整備等に関する基本方針の決定を行うことになっている（第2-1-2図参照）。

第2-1-2図 大阪湾臨海地域開発整備法の施策スキーム

〔目的〕

- 大阪湾臨海地域の整備等の促進による当該地域及びその周辺の地域の活力の向上
- 東京一極集中の是正と世界及び我が国の経済、文化等の発展



(注) ※ 国土庁長官、環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣。

6 地域情報化の推進

(1) 電気通信格差是正事業の推進

3年度より、「生活関連」の公共投資として、「電気通信格差是正事業」を実施している。具体的な事業の内容として、5年度は、①過疎地、辺地又は離島、若しくは、地方公共団体が管理するトンネル、地下街等の閉塞地域においても、どこでも自動車電話等の移動通信を使えるようにするための移動通信用鉄塔施設整備事業、②民放テレビ放送の難視聴を解消するための中継施設又は共同受信施設の整備、③沖縄県先島地区の民放テレビ放送の難視聴を解消するための海底ケーブル、マイクロ波回線施設及び中継施設の整備、④民放中波ラジオ放送の受信障害を解消するための中継施設の整備、及び新たに⑤原因者の特定が困難なテレビ放送の都市受信障害を解消し、地域間に存在する情報格差の是正を図るた



移動通信用鉄塔

めに共同受信施設の整備を行う都市受信障害解消事業が実施されることになった。国は、これらの施設の整備に要する経費について、事業内容に応じて、経費の4分の1から3分の2までを地方公共団体等に対し補助するものであり、5年度予算においては、前年度比10億2,600万円増の30億4,200万円が認められている。

(2) テレトピア指定地域の追加

テレトピア構想は、ケーブルテレビ、ビデオテックス、データ通信等のニューメディアを活用して地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図ることを目的としている。5年3月末現在、119地域が指定されている。

具体的な支援措置としては、日本開発銀行等からの無利子融資及び低利融資、テレトピア推進法人が行う試験研究に対する基盤技術開発センターからの出資、そして、指定地域において債務保証、利子補給等を行う公益法人（テレトピア基金）に対して、民間企業が基金に係る負担金を支出した場合の損金算入の特例が講じられる。

4年度においては、函館市（北海道）、郡山市（福島県）、松戸市（千葉県）、成田市（千葉県）、横須賀市（神奈川県）、小田原市（神奈川県）、浜松市（静岡県）、可児市（岐阜県）、一宮市（愛知県）、津市（三重県）、伊勢市（三重県）、松坂市（三重県）、高岡市（富山県）、明石市（兵庫県）、倉吉市（鳥取県）、出雲市（島根県）及び中讃地区広域市町村圏（香川県）の17地域が新たにテレトピア地域として指定された（第2-1-3表参照）。

(3) 人材研修事業の推進

通信・放送分野の技術者等の能力の向上を図る措置を講ずることにより、ソフト面における情報通信基盤の充実化を図り、情報社会の健全な発展に寄与する目的で、3年に制定された「電気通信基盤充実臨時措置

法」に基づく人材研修事業が実施されている。

事業の概要としては、通信・放送技術の研修・実習の実施、電気通信システムの設計及び放送番組の制作の実践指導等が行われる。

支援措置としては、日本開発銀行等からの無利子融資、通信・放送機

第2-1-3表 テレトピア追加指定地域の計画概要

地域名	テーマ	タイプ	構築予定システム	主なメディア
函館市 (北海道)	生活を個から集(まち)へつなぐテレトピア	コミュニティタウン型 福祉・医療型 都市問題解消型 観光レクリエーション型	・地域情報システム ・都市問題新交通システム ・福祉情報システム	CATV コミュニティ放送 データ通信
郡山市 (福島県)	心のかよいう協力社会としてのまちづくり	コミュニティタウン型 福祉・医療型	・コミュニティ情報システム ・生涯学習情報システム ・公共サービスシステム ・インターコミュニケーションネットワークシステム ・マルチ・ケア情報システム	ビデオテックス ハイビジョン パソコン通信 データ通信 ファクシミリ
松戸市 (千葉県)	文化的で緑豊かな活気のある都市の形成	コミュニティタウン型 都市問題解消型 観光・レクリエーション型	・総合行政システム ・文化情報システム ・リサイクル情報システム ・防災情報システム ・公共施設・スポーツ施設予約・案内システム	データ通信 CATV 防災行政無線 衛星通信 ハイビジョン
成田市 (千葉県)	うるおいのあるふるさとづくり	コミュニティタウン型 都市問題解消型 観光レクリエーション型	・総合市民サービスシステム ・コミュニティ映像情報システム ・文化・スポーツ施設予約案内システム ・文化・教育映像システム ・図書館情報システム ・防災情報システム ・緊急情報システム ・観光情報システム	ビデオテックス、 ファクシミリ パソコン通信、 LAN 音声応答システム、 CATV、 データ通信、 ハイビジョン、 防災行政無線 衛星通信、 電話
横須賀市 (神奈川県)	情報で結ぶリサーチ&リゾートの創出	研究学園型 伝統地域産業型 コミュニティタウン型 国際交流型	・研究交流バックアップシステム ・産業活動支援システム ・コミュニティ情報システム ・セキュリティ情報システム ・国際生活交流システム	パソコン通信 ファクシミリ CATV ビデオテックス データ通信 音声応答システム
小田原市 (神奈川県)	市民主役の情報化	コミュニティタウン型 都市問題解消型	・CATVシステム ・ファクシミリ・メール・システム ・市民交流ネットワークシステム ・地域情報交流システム ・防災緊急情報システム	CATV 音声応答システム ファクシミリ 音声システム パソコン通信 データ通信 無線ファクシミリ ハイビジョン 衛星通信

地域名	テーマ	タイプ	構築予定システム	主なメディア
浜松市 (静岡県)	文化の香り高く豊かで活力あふれるまちづくり	コミュニティタウン型 福祉・医療型 都市問題解消型 観光・レクリエーション型	・音楽文化情報システム ・生涯学習情報システム ・行政情報システム ・健康福祉総合情報システム ・駐車場情報システム ・観光案内情報システム	データ通信 パソコン通信 VRS ビデオテックス CATV マルチメディア パソコン G4ファクシミリ テレビ電話 ファクシミリ 電話 緊急通報装置 ディスプレイホン
可児市 (岐阜県)	新たな市民文化の創造	コミュニティタウン型 福祉・医療型 伝統地域産業型	・行政情報システム ・市民生活・文化情報システム ・公共施設管理情報システム ・福祉・医療情報システム ・産業活性化支援システム	ISDN、CATV ファクシミリ LAN 磁気カード パソコン通信 ビデオテックス 電話
一宮市 (愛知県)	情報ネットワークの推進による一宮市アイデンティティの確立	コミュニティタウン型 福祉・医療型 伝統地域産業型 物流・商流型	・健康福祉情報システム ・コミュニティ支援システム ・生涯学習支援システム ・地域産業活性化システム ・商店街活性化システム	CATV、ハイビジョン パソコン通信 データベース データ通信 電話、ファクシミリ ICカード
津市 (三重県)	ヒューマン・ネットワークでつくる豊かで住みよい県都津	コミュニティタウン型 福祉・医療型 都市問題解消型	・コミュニティ情報システム ・生涯学習システム ・行政情報提供システム ・緊急通報システム ・防災情報システム ・リサイクル情報システム	データ通信 CATV ビデオテックス 電話 テレメータ 衛星通信 ファクシミリ 有線放送
伊勢市 (三重県)	ニューメディアでつくるふれあいのまち“伊勢”	コミュニティタウン型 観光レクリエーション型	・コミュニティ情報システム ・集会所都市情報システム ・観光情報システム	CATV ビデオテックス パソコン通信 ファクシミリ
松阪市 (三重県)	夢とドラマのコミュニティ情報ネットワーク(D&Dネット)	コミュニティタウン型 福祉・医療型 都市問題解消型 観光レクリエーション型	・ふれあいネットワークシステム ・教育ネットワークシステム ・地域福祉ネットワークシステム ・災害対策ネットワークシステム ・観光情報ネットワークシステム	CATV、ビデオテックス ファクシミリ データ通信 音声応答システム ISDN、パソコン通信 緊急一斉連絡装置、テレメータ 電話

地域名	テーマ	タイプ	構築予定システム	主なメディア
高岡市 (富山県)	日本海側を代表する躍動と創造のまち高岡	コミュニティタウン型 福祉・医療型 伝統地域産業型 観光レクリエーション型	・市民情報システム ・福祉安全情報システム ・地域産業情報システム ・観光スポーツ情報システム	CATV、オフ トータル通信 データ通信 パソコン通信 ビデオテックス ファクシミリ ICカード、ハイ ビジョン 電話
明石市 (兵庫県)	時を過ごしたくなるまち…… 交流し躍動する出会いと感動にみちた海峡公園都市・明石	コミュニティタウン型 福祉・医療型 伝統地域産業型 物流・商流型 観光レクリエーション型	・コミュニティ活動支援システム ・地域映像情報システム ・生涯学習支援システム ・観光情報システム ・行政情報システム ・総合交通システム ・健康・福祉情報システム ・地域産業情報システム	パソコン通信 データ通信 CATV、ハイ ビジョン ボイスメール ファクシミリ 自動交付機 ICカード、P OSシステム
倉吉市 (鳥取県)	躍動のまち倉吉・輝く人・緑のまちづくり	コミュニティタウン型 福祉・医療型 先進農業型 都市問題解消型	・行政・福祉情報システム ・生涯学習支援情報システム ・健康管理情報システム ・行政サービス高度化システム ・地域活性化映像情報システム ・農業・フルーツ情報システム ・防災情報システム	データ通信 パソコン通信 ファクシミリ 無線通信 CATV 衛星通信
出雲市 (島根県)	人と自然とメディアが調和した健康で魅力あふれるまちづくり	コミュニティタウン型 先進農業型 観光・レクリエーション型	・総合福祉カードシステム ・ふれあい情報システム ・地域映像情報システム ・地域情報交流システム ・エンターテイメント情報システム	ICカード CATV パソコン通信 ビデオテックス オフトータル通信 ハイビジョン 衛星通信
中讃地区広域市町村圏 (香川県)	21世紀への時代潮流に適應した産業・文化都市圏	コミュニティタウン型 福祉・医療型 都市問題解消型 観光レクリエーション	・中讃広域総合カードシステム ・ふれあいコミュニティネットワークシステム ・高齢化社会福祉支援システム ・火災緊急相互支援システム ・リサイクル情報システム ・観光情報システム	ICカード データ通信 有線放送 防災行政無線 CATV オフトータル通信 パソコン通信 音声応答システム ファクシミリ 電話

構からの出資が認められたほか、税制優遇措置として、民間企業からの出えんについては、同事業を公益法人が行う場合、基金に係る負担金の損金算入の特例等が講じられている。

事業の認定に関しては、札幌市の「株式会社北海道テレコムセンター」(3年度認定)に続き、4年度においては、金沢市の「株式会社北陸メディアセンター」が、第2号の事業として認定された。

(4) 民活法施設整備事業の推進

民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法、昭和61年施行）は、民間事業者の能力を活用して社会経済の基盤の充実に資する特定施設の整備を図ることにより、内需の着実な拡大と地域社会の活性化等に寄与することを目的としている。

支援措置としては、日本開発銀行等からの無利子融資、低利融資及び租税の特例措置等が講じられている。

4年度においては、関西国際空港の空港機能の支援・補完と地域の環境改善を目的とした「りんくうタウン」を効率的かつ安全に機能させるための先端的情報通信基盤を備えた中核施設として、「りんくうテレコム・インテリジェントビル」が、また、サテライトオフィス対応型情報通信サービス等の提供を行う情報通信の先導的な拠点として「厚木テレコムパーク」が、民活法の施設として認定を受けた。

なお、「厚木テレコムパーク」は、「厚木テレコムタウン」の中核施設として位置づけられており、地方の拠点に、高度かつ先導的な情報通信基盤を、道路や上下水道等の既存の都市基盤と同様、まちづくりと一体的に整備していくことを目的とする「テレコムタウン構想」の第1号プロジェクトである。

(5) 地域振興のための電波利用

地域社会の活性化を図る上で、情報通信の役割に対して大きな期待が寄せられている。特に、電波を利用したシステムは、設置が容易で簡便に利用することが可能であり、経済性にも優れていることから、その有効性が広く認識されている。

この施策の実施については、各地域のニーズに即応した電波利用システムの構築を図る観点から、全国11の地方電気通信監理局ごとに、モデル地区を選定して、電波利用ニーズの把握、具体的なシステム構築及び

第2-1-4表 電波利用プロジェクトの地域別概要

(5年3月末現在)

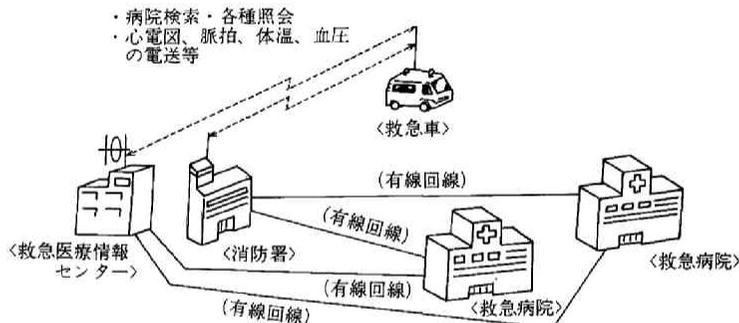
局	検 討 テ ー マ	主なシステムのイメージ・目的
北海道	スキー場での電波利用	スキー指導及びスキー場案内システム
	気象観測での電波利用	雨量観測の高精度システム
	救急医療システムの実用化	救急車と医療機関の間の医療データ伝送
	○ ルーラルエリアの高度情報通信端末系利用	電気通信業務の端末系を無線方式化したシステム
東 北	陸奥港地域の総合無線システム	海上、農業等で共用可能な連絡システム
	スキー・イベントでの電波利用	競技の計測及び競技関係者の連絡システム
○	ノルディック・キャンパス構想による情報化に関する調査研究	施設管理・運営、イベント等の円滑な運営及び利用者への各種情報の提供のためのシステム
関 東	農村地域情報システム	防災無線、パソコン通信等による情報提供
	○ 地域住民・観光客への情報提供	コミュニティーFM等を利用した情報提供
信 越	スキーリゾートでの電波利用	スキー指導及びスキー場案内システム
	○ 大規模イベントでの電波利用	イベント来場者への各種情報の提供
北 陸	消・融雪層の管理システム	消・融雪装置の稼働管理及び起動等の制御
	観光地情報システム	観光客への観光案内システム
	山間地域での総合通信システム	山間地域での災害防止、地域産業振興
○	福祉分野での電波利用	高齢者・身障者の野外活動に資するシステム
東 海	イベント用の電波利用システム	道路情報等のイベント来場者への提供
	在宅医療・独居老人看護用システム	在宅医療、独居老人看護のための電波利用
	○ 地場産業支援のための電波利用	養殖真珠、観光などを支援する電波利用システム
近 畿	リゾート地域での電波利用	マリーナコミュニティーホーンの導入
	農山村地域での情報通信システム	農山村地域の事業の効率化、活性化
	○ 地下街等での情報通信手段の確保	自動車電話、ポケベル等の受信状況の改善
中 国	過疎地域での情報化	防災行政無線の高度化、緊急通報システム
	ヘルスケアネットワークシステム	ペンダント型緊急通報システム、痴呆性老人の徘徊監視システム
○	山間部リゾート地域での情報化	屋外施設等での緊急通報システム
	養殖栽培漁業振興のための電波利用	水質観測体質の構築に資するシステム、養殖栽培漁業に利用可能なシステム
四 国	観光地巡り総合情報システム	観光客への観光案内システム
	農業及び農村用の情報通信システム	農協から農家への農業関係情報のFAX伝送
	○ 障害者安心ネットワークシステム	車椅子利用者の安全性確保と利便向上のためのシステム
九 州	地域農業・農村の情報化	農協、各農家が共同利用できるシステム
	防災行政無線の高度化	行政情報等のFAX配信システム
	コミュニティー情報案内システム	コミュニティー情報の提供
○	車両運行管理の情報システム化	カーナビゲーションシステム、MCAシステム等を利用した車両運行管理システム
沖 縄	リゾート無線システムの構築・運営	観光客が、陸上、海上を問わずに利用可能なシステム
	○ マルチメディアの建設と地域振興	離島振興に適したマルチメディアタワー

郵政省資料により作成

○印は検討中のテーマ、その他は検討が終了したテーマを示す。

第 2-1-5 図 救急車からの医療データ伝送システム

システムの概要： 救急車にデータ伝送装置を搭載し、搬送途上の傷病者の血圧・脈拍・体温・心電図等の情報を搬送先の医療機関に伝送することによって、受け入れ体制の円滑化や救命率の向上を目指すもの。



実験の実施、実用化方策の検討が行われている（第 2-1-4 表参照）。

これまでには、スキー指導用無線システムや観光地情報システム等が導入されている。現在、検討中の事例としては、北海道における救急車からの医療データ伝送システムを挙げることができる。これは、救急車に、データ伝送装置を搭載し、搬送中における傷病者の血圧・体温・心電図等の情報を医療機関に伝送することによって、受け入れ体制の円滑化や救命率の向上を目指すものであり、4 年度に実験が行われ、現在導入方策が検討されている（第 2-1-5 図参照）。

5 年度における取組としては、各地域での電波利用基盤整備やニーズに関する調査を実施するとともに、全国的に普及が望まれるシステムの概念設計等の検討を行うこととしている。

7 電気通信産業振興のための環境整備

(1) 5年度税制改正について

電気通信分野に関する5年度の税制改正については、まず、国税については特定電気通信設備の特別償却制度が拡充された。具体的には、電気通信システムの信頼性の向上を図るため「電気通信システム信頼性向上促進税制」が、また、最近の周波数資源のひっ迫状況に対処するための「周波数逼迫対策税制」が講じられた。さらに、電気通信分野での製品輸入を促進し、経済摩擦の緩和に資するため、第一種電気通信事業者について製品輸入促進税制の適用を認めることとされた。

第2-1-6表 5年度情報通信分野における主な税制改正の概要

項 目	内 容
1 電気通信システム信頼性向上促進税制の創設	「とう道」及び「回線切替装置」(特別償却率：20%)
2 電気通信システムの信頼性の向上に資する施設に係る固定資産税の特例措置の創設	「とう道」及び「回線切替装置」(課税標準：2/3 取得後5年度分)
3 周波数逼迫対策税制の創設	「共同利用型デジタル式移動無線通信中継装置」、「チャンネル自動選択型デジタル式移動無線通信装置」、「デジタル式移動無線局識別装置」、「衛星対応型車両情報通信装置」(特別償却率：20%)
4 第一種電気通信事業者の製品輸入促進のための税制支援措置の創設	輸入増加率に応じ輸入増加額の最高5%の税額控除、又は3年以内に取得した機械・装置につき最高20%の割増償却
5 その他	
① KDDの国際放送用資産に係る固定資産税の特例措置	2年間延長 (課税標準：3/5→2/3)
② 中小企業等基盤強化税制	2年間延長
③ 電線類地中化設備に係る特別償却制度	2年間延長 (特別償却率：12%→10%)
④ 増加試験研究費税額控除制度	2年間延長
⑤ ハイテク税制	2年間延長
⑥ 中小企業技術基盤強化税制	2年間延長
⑦ 特定試験研究会社に対する出資特例制度	2年間延長
⑧ 多極税制	2年間延長

また、地方税については、電気通信システムの信頼性の向上に資する施設について固定資産税の特例措置が認められた。

このほか、KDDの国際放送用資産に係る固定資産税の特例措置、中小企業基盤強化税制、電線類地中化設備に係る特別償却制度の延長等が行われている（第2-1-6表参照）。

(2) 5年度無利子融資について

地方公共団体の出資または拠出に係る法人（第3セクター）が行う民法対象事業者等に対して行われる無利子融資（Cタイプ）については、新たに、「電気通信基盤充実事業」の対象として、電気通信網の信頼性向上を図るための「信頼性向上施設整備事業」が追加された。また、複数のケーブルテレビ施設の一括遠隔監視や施設設計等を行う「ケーブルテレビ施設高度化・効率化促進事業」がテレトピア指定地域内事業の情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設整備事業の枠内に認められた（第2-1-7表参照）。

(3) 5年度財政投融資について

日本開発銀行等の融資対象として、障害者等が健常者と同等に情報通信の利便性を享受できる環境を整備するための「情報通信利用機会均等整備」が新たに認められたほか、「衛星通信・衛星放送施設等整備」の融資対象として放送衛星本体を追加するなどの制度拡充が認められた（第2-1-8表参照）。

また、通信・放送機構においては、継続事業として、「人材研修事業」「地方拠点都市地域の電気通信高度化促進事業」、「特定研究開発基盤施設整備事業」及び「有線テレビジョン放送番組充実事業」に対する出資事業を行うことになっている。

(4) 基盤技術研究促進センターの出融資について

基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）は、民間にお

第2-1-7表 情報通信分野におけるNTT-Cタイプ無利子融資制度の概要

項目	対象地域	対象資金	融 資 比 率 等	融資期間(据置期間) 返済方法 適用金利
テレビピア指定地域内事業 ビデオテックス施設整備事業 地域通信システム整備事業 (地域総合デジタル通信施設整備事業を含む) 情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設整備事業 (ケーブルテレビ施設高度化・効率化促進事業を含む) 地域共同利用無線ネットワーク施設整備事業 ハイビジョン施設整備事業 放送番組普及センター施設整備事業 ふるさとセンター施設整備事業	テレビピア指定地域内に限る	直接工事費 ただし、土地取得費、土地造成費及び運営費は除く	区 分 [融資比率] 首都圏整備法による 既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域、名古屋市の旧市街地 25%以内 首都圏整備法による 近郊整備地帯、近畿圏整備法による 近郊整備地域、中部圏開発整備法による 都市整備区域(名古屋市の旧市街地を除く) 37.5%以内 その他の地域 50%以内	[融資期間] 15年以内 [据置期間] 3年以内 [返済方法] 据置期間後元本均等分割返済 [低利融資の適用金利] 既存融資制度の4%(ただし、3.5%を下限とする)。
民生活施設整備事業 テレコム・リサーチパーク テレコムプラザ(映像ソフト交流促進施設整備事業を含む) マルチメディア・タワー テレポート及びインテリジェントビル(IB)整備事業 特定電気通信基盤施設及びIB整備事業	特に限定はない		[一体的に整備される事業の要件] ① 本体施設の整備計画の中に位置付けられていること。 ② 機能が本体施設と密接に関連し、空間的一体性を有すること。 ③ 本体施設の整備費の概ね70%以下(同一建物内は概ね100%以下)の規模であること。 ④ 本体施設と同一の事業者により整備されること。	
ハイビジョン・システム地域整備事業	ハイビジョン・シティ指定地域内に限る			
通信・放送共同開発事業	特に限定はない			
電気通信基盤充実事業 高度通信施設整備事業 信頼性向上施設整備事業 人材研修事業	特に限定はない			
地方拠点都市地域の電気通信高度化促進事業	拠点法の承認計画に係る拠点地域内に限る			
特定研究開発基盤施設整備事業	特に限定はない			
有線テレビジョン放送番組充実事業	特に限定はない			

(注) 部分の項目が平成5年度に追加されたもの。詳細は今後検討される。

第2-1-8表 平成5年度情報通信分野における財政投融资制度の概要

日本開発銀行一般枠			対 象 事 業	金利及び融資比率	出 資	備 考
大項目	中項目	小項目				
情報・通信基盤整備	情報処理・通信振興	情報処理・通信振興	1 電気通信基盤整備			
			(1) 第一種電気通信事業用通信システム 併設外国方式自動車システム セル分割方式自動車システム 無線呼出し 県域内 〃 県域超	特利(5)、40% 特利(5)、50% 特利(5)、50% 特利(4)、40% 特利(5)、40%		
			(2) 第二種電気通信事業用通信システム 県域内 県域超 県域超・安懐付き	基準、40% 特利(4)、40% 特利(5)、40%		
			(3) 放送型CATVシステム 放送型CATV施設 CATV番組供給施設 通信衛星利用 〃 その他	特利(4)、40% 特利(5)、40% 特利(4)、40% 特利(3)、40%	○	
			(4) 放送事業の整備(テレビジョン・FMI)			
			(5) 多重放送設備の整備 ・文字放送 ・ファクシミリ放送	特利(4)、40% 特利(3)、35% 特利(3)、40%		
			(6) コミュニティ放送施設整備事業			
			2 電気通信利用高度化促進			
			(1) 電気通信システム設計	特利(3)、40%	○	
			(2) 衛星通信・衛星放送施設等整備 ・衛星通信施設(スタジオ設備を含む) ・衛星放送施設(放送衛星本体を含む) ・衛星管制施設(民間) ・衛星放送受信システム	特利(5)、40% 特利(5)、40% 特利(5)、40% 基準、40%		
(3) 周波数の有効利用促進	特利(4)、40%					
(4) 都市受信障害解消の促進 うち電波吸収体 SHF	特利(3)、40% 特利(4)、40%					
(5) 電気通信安全対策整備促進 ・データ通信バックアップセンター ・電気通信安全管理システム うち集中管理システム、番号化システム	特利(4)、40% 特利(3)、40% 特利(4)、40%					
(6) 電波地下利用普及基盤施設の整備促進	特利(4)、40%					
3 放送高度化基盤整備事業						
(1) ハイビジョン基盤整備 ・ハイビジョン・システム地域整備事業 ・ハイビジョン放送普及促進センター	特利(4)、40% 特利(4)、40%	○				
(2) 放送番組普及促進センター施設整備事業	特利(4)、40%					
4 情報処理・通信システム化促進						
(1) いちゆるVAN及び情報処理型CATV いちゆるVAN 県域内 〃 県域超 〃 県域超・安懐付き 情報処理型CATV	基準、40% 特利(3)、40% 特別(5)、40% 特利(3)、40% 特利(3)、30%					
(2) ビデオテキスト事業関連システム	特利(4)、40%					
(3) 地域振興情報処理・通信システム(テレトピア) (ケーブルテレビ施設高度化・効率化促進事業を含む)	特利(4)、40%					
(4) 電磁環境整備促進 (電磁環境対策促進を含む)	特利(3)、40%					
(5) OSI対策情報処理・通信システム	特別(4)、40%					
5 通信・放送共同開発事業						
		○	出資のみ			
情報・通信基盤整備	情報処理・通信振興	情報処理・通信振興	6 情報通信利用機会均等整備 ・障害者等に配慮したシステムの新設に係るもの ・その他のもの	特利(4)、40% 特利(3)、40%		
			7 地域高度情報通信基盤整備			
生活・都市基盤整備	都市開発	都市機能・産業基盤総合整備	(1) 電気通信研究開発促進施設整備事業 (テレコム・リサーチパーク)	特利(5)、50%	○	
			(2) 電気通信高度化基盤施設整備事業 (テレコムアラサ) (映像ソフト交流促進施設整備事業を含む)	特利(5)、50%	○	
			(3) 多目的電波利用基盤施設整備事業 (マルチメディア・タワー)	特利(5)、50%	○	
			(4) テレポート及びこれと一体的に設置されるインテリジェントビル整備事業	特利(5)、50%	○	
			(5) 特定電気通信基盤施設及びこれと一体的に設置されるインテリジェントビル整備事業	特利(5)、50%	○	

		8 一極集中是正関連	特利(3)、50%	
産業技術振興	新技術開発	9 産業技術振興(新技術開発)	特利(5)、50%	
国際化・産業構造調整	省力化設備投資促進	10 省力化設備投資促進 ・労働時間短縮計画を有する者 ・その他の事業者	特利(4)、50% 特利(2)、50%	
日本輸出入銀行(輸入・投資) (製品輸入) (一般投資)		11 電気通信分野の国際協調の推進 (1) 通信衛星・放送衛星の輸入促進 (2) 通信機器の輸入促進 (3) 国際電気通信事業者の海底ケーブル敷設 等海外事業の促進	特利(5)-0.47%、70% 特利(5)-0.37%、70% 特利(5)-0.3%、60%	

(注) 1、対象事業毎の財政投融资機関

- 1～10は、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫。11は、日本輸出入銀行。
2、 部分は、平成5年度に新設・拡充されたもの、下線部分は制度適用期限(平成4年度末)の撤廃が認められたものである。

いて行われる電気通信及び鉱工業に係る基盤技術に関する試験研究を促進するための機関である。センターは、産業投資特別会計から出融資される資金を原資として、民間が行う試験研究に必要な資金を供給するための出融資事業を行うほか、国立試験研究機関と民間とが行う共同研究のあっせん、海外からの研究者の招へい等の事業を行っている。

4年度において、新たにセンターの出融資対象として採択された案件は、出資関係が5件(4年度出資額3.0億円)、融資関係が22件(4年度融資額5.0億円)となっている。このうち、電気通信関係の出資案件は、「高度音声翻訳通信技術の基礎研究」、「映像メディア統合伝送処理システムの研究開発」の2件(4年度出資額1.6億円、第2-1-9表参照)、融資案件は11件(4年度融資額2.6億円、第2-1-10表参照)となっている。

また、5年度のセンター予算においては、産業投資特別会計からの資金等(出資215億円、融資45億円、自己資金20億円)を原資として、215億円の出資事業、65億円の融資事業を行うこととしている。

(5) 新しい通信・放送サービスの振興

情報通信に対するニーズが、高度化・多様化する一方、通信・放送分野の新規サービスの展開に当たっては、企業化リスクが障害になってい

第2-1-9表 基盤技術研究促進センターの4年度新規出資案件
(電気通信関係)

テーマ名	会社名	概要
高度音声翻訳通信技術の基礎研究	(株)エイ・ティ・アール音声翻訳通信研究所	自然な話し言葉の音声翻訳通信を実現することを目的とした、自然音声処理技術及び自然対話翻訳技術の研究開発
映像メディア統合伝送処理システムの研究開発	(株)グラフィックス・コミュニケーション・ラボラトリーズ	放送、通信、蓄積メディアで各々個別に表現されている映像情報を相互利用し、効率的に伝達・蓄積を行うためのメディア間変換方式、高解像度映像HDTV品質符号化方式及び映像メディア統合化伝送処理システムの研究開発

基盤技術研究促進センター資料により作成

第2-1-10表 基盤技術研究促進センターの4年度新規融資案件(電気通信関係)

テーマ名
(通信処理…1件)
○2次元コードの認識・データ伝送技術に関する試験研究
(ネットワーク…2件)
○広帯域通信用交換機の要素技術の試験研究
○無線・有線複合高速LANシステムの試験研究
(無線通信…4件)
○ゾーン構成可変用ビームチルト遠隔制御アンテナシステムの試験研究
○GPSによる移動体用高精度測位技術の試験研究
○車間計測・車間交信の複合化技術の試験研究
○伝送路環境に対応した効率的伝送のためのデータ伝送変復調技術の試験研究
(画像・伝送…4件)
○光海底ケーブル調査・保守支援技術の試験研究
○放送用高品質画像処理技術の試験研究
○HDTV用薄型広視野角大面積高精細フルカラーディスプレイシステムの試験研究
○次世代光ファイバ通信用超高速光・電気信号処理システムの試験研究
計11件

基盤技術研究促進センター資料により作成

る。このため、情報流通の円滑化を促進し、均衡の取れた情報化の推進を図る目的で、2年に「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」が制定され、事業者の活動に対し、積極的な支援が行われている。支援対象事

業としてはPCM音声放送等の新しいサービスの開発や既存サービスの改善を目的とした通信・放送新規事業、都市型ケーブルテレビ等の地域における電気通信の高度化のための地域通信・放送開発事業、高度な電気通信技術の企業化や電気通信事業の開拓及び施設の整備等を行う通信・放送共同開発事業の三事業がある。

支援措置としては、通信・放送機構を通じた債務保証、利子補給、出資による金融支援及び情報提供面における支援、また、新株引受権付社債の発行特例、基金に係る負担金の損金算入の特例、無利子融資及び日本開発銀行からの出資及び無利子融資等が講じられている。

8 宇宙通信政策の展開

我が国の宇宙通信は、本格的な実用化の時代を迎えている。しかし、通信衛星と放送衛星の差異の縮小、非インテルサット系の通信衛星の増大等による市場の多様化と競争の激化、アジアサット等による国際的なテレビ番組配信の開始等の国境を越えた放送サービスの提供、そして、静止衛星軌道及び周波数の逼迫等の新たな状況が発生している。このように今後、衛星利用の国際化が一層進展する一方、我が国においても、通信・放送衛星の利用及び規律の在り方について総合的な観点から検討し、長期的・総合的な政策の確立が必要になっている。

このような問題意識のもと、4年9月から、宇宙通信政策懇談会が開催された。具体的には、国際衛星通信及び衛星放送の動向、周波数及び静止衛星軌道の利用動向、通信衛星及び放送衛星によるサービスの需要動向、通信衛星及び放送衛星に関する技術の動向、並びに通信衛星及び放送衛星によるサービスの将来像について調査を行い、現在の宇宙通信に係る問題点の把握とその解決方策についての検討が総合的な見地から行われている。

第2節 電気通信の健全な発展

1 電気通信事業政策の着実な推進

(1) NTTの在り方に関する政府措置の推進

ア 経緯

第2次臨時行政調査会は、第3次答申（昭和57年7月30日）の中で、電電公社について、中央会社と複数の地方会社に再編成することを提言したが、昭和60年4月の電気通信制度の改革に際しては、電電公社は1社体制のまま民営化することとされ、日本電信電話株式会社法附則第2条に見直し規定を設け、NTTの在り方については5年以内に再検討することとされた。

この規定を受け、昭和63年3月、郵政大臣は、NTTの在り方について電気通信審議会に諮問を行い、2年間にわたる審議を経て、2年3月2日、日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策の在り方について答申を受けた。

政府は、NTTの在り方について検討を加えた結果、公正有効競争条件の整備、NTTの経営の向上等を図るという電気通信審議会の答申の精神を生かし、同年3月30日、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」（いわゆる「政府措置」）を決定した。

政府措置は、公正有効競争を促進するため、NTTについて長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底、移動体通信業務の分離、デジタル化の推進等の措置を講ずること、NTTの経営の向上等のため合理化の推進等の措置を講ずること、これらの措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について7年度に検討を行い、結論を得ること等を内容としている。

イ 推進状況

郵政省は、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置の推進状況」について、3年4月（2年度分）、4年5月（3年度分）にとりまとめ、広く国民・利用者への周知に努めるとともに、4年度においては以下のとおり、各措置の具体的推進を図ってきた（第2—2—1表参照）。

（ア）事業部制の導入・徹底等

2年9月の「長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底、収支状況の開示に関する基本的考え方」に基づき、3年4月に「業務の区分」等を、4年2月には「資産・負債等の区分及び収支分計の基準等」を発表、4年4月から、事業部制の導入・徹底等が実施された。

事業部制の導入・徹底等の概要は次のとおりである。

- ① 新たに、長距離通信事業部と地域別の複数（11）の地域通信事業部等を設置する。
- ② 長距離通信事業部は概ね県間通信、地域通信事業部は概ね県内通信を業務範囲とする。
- ③ 資産・負債等の区分及び収支分計は、公正有効競争条件の確保等に配慮した基準により実施する。
- ④ 地域通信事業部との接続条件、取引条件等は長距離通信事業部と長距離系新事業者との間で原則として同一とする。
- ⑤ 事業部制の収支状況は、5年6月の決算時に開示する。

（イ）移動体通信業務の分離

4年4月、移動体通信業務の分離に係る移動体新会社の概要等について公表され、4年7月、NTTの移動体通信業務を分離、新会社が営業を開始した。

新会社の概要は次のとおりである。

第2-2-1表 NTTの在り方に関する政府措置の推進状況の概要

(5.4.1現在)

政府措置の項目	推 進 状 況
事業部制の徹底等	○2年9月 事業部制の導入・徹底等の基本的考え方を決定 ○4年2月 資産・負債等の区分及び取支分計の基準を決定 ○4年4月 事業部制の導入・徹底等を実施
接続の円滑化	○3年3月 NTTが、P O I設置に伴う空管路情報等の提供、I D化計画の開示等の措置を発表 ○4年12月 I D化率92.8%
ネットワークのオープン性の確保	○3年7月 NTTと二種事業者との間で「オープン・ネットワーク協議会」を設立 ○4年3月 NTTが、二種事業者に対する網機能・網情報の提供計画を策定し、発表 ○5年3月 NTTが、上記計画を見直し、発表
内部相互補助の防止	○2年3月 会計規則を改正(電話役務損益明細書の作成を義務付け) ○3年3月 会計規則を改正(デジタルデータ伝送役務等の細目別収支作成)(4年度分から公表) ○4年6月 NTTが、3年度「電話役務損益明細表」を発表
情報流用の防止	○3年3月 NTTが、社内体制の整備、情報利用の適正化に関する社内規定の整備等の措置を発表 ○4年4月 NTTが、上記措置の実施状況を報告
情報の積極的開示	○2年5月 報告規則を改正(単位料金区域MA間のトラヒック情報を開示) ○3年3月 NTTが、技術情報の開示範囲の明確化等の措置を発表 ○4年6月 NTTが、報告規則に基づき3年度分を報告
研究開発成果の普及	○3年3月 NTTが、研究開発成果の普及手続の明確化等の措置を発表
移動体通信業務	○3年2月 分離の基本的枠組みを発表 ○4年4月 移動体新会社の概要を発表 ○4年7月 NTTから移動体通信業務を分離し、移動体新会社(エヌ・ティ・ティ移動通信網)が営業開始
端末機器販売業務	○2年7月 NTTが、地域端末機器部門を一般電気通信業務部門から組織的に峻別するため組織改正を実施
衛星通信業務	○4年7月 衛星通信サービスについて3年度の収支状況を発表
デジタル化の前例	○2年12月 NTTが、「中長期デジタル化計画」の前倒し実施を発表(9年度末完了) ○5年2月 NTTが、今後のデジタル化促進への取り組みについて方針を発表
番号計画の在り方	○3年5月 「21世紀に向けた電気通信の番号に関する研究会」が報告書を提出(優先接続制度等を検討)
単位料金区域の設定の在り方	○4年6月 「近距離通話の在り方に関する調査研究会」が報告書を提出(MAの在り方等について検討)
電気通信事業者用割引料金の導入	○2年12月 国際一種事業者に対し、コストベースの割引料率を設定することにより、業務委託費を軽減 ○3年1月 特二事業者に対し、I S D Nサービスの接続及び通信料軽減を内容とする約款外役務を提供
合理化の推進	○5年2月 NTTが、合理化計画を発表(8年度末20万人体制実現を目標)
保守部門	○NTTにおいて保守拠点の統廃合等を実施中(保守拠点:470箇所(元年度末)→350箇所(4年度末))
株主への利益還元	○各年度10%配当認可(元年度決算では2%の記念増配)
規制の在り方	○2年6月 フリーダイヤルに大口割引制度を導入 ○3年3月 事業法施行規則改正(変更許可の一部を許可から届出に) ○4年4月 特定時間帯における通話料金の月極め割引制度を導入 ○4年8月 NTT法の一部改正(N T T株式会社について外国人等所有の規制緩和等) ○4年10月 高速デジタル伝送サービスの高額利用割引を導入 ○4年12月 「移動機の在り方に関する調査研究会」が報告書を取りまとめた(移動機の完全売り切り実施等について検討)
研究開発の推進	○3年6月 電技審が「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方針」について答申(長期的・総合的研究開発指針の策定等) ○4年5月 郵政省が、情報通信技術に関する研究開発指針を発表
電気通信の安全・信頼性の向上	○3年7月 専用線の伝送品質に関する告示改正 ○4年5月 「電気通信システムの安全・信頼性に関する研究会」が中間報告発表(事業者間連携推進のための施策等について検討) ○4年9月 (他電気通信事業者協会が)安全・信頼性協議会を設置 ○5年2月 規制・無利子融資等による支援制度を創設するため「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出

- ① 商号 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社
- ② 業務範囲
 - ・自動車電話、携帯電話、船舶電話及び航空機電話
 - ・無線呼出し
- ③ 資本金 150億円
- ④ 社員数 1,800人（営業開始時）
- ⑤ 新会社の営業開始後1年程度を目途に、地域別運営に移行（地域別は、全国9ブロック）。
- ⑥ 中央会社の上場時に株主還元策を実施。

（ウ） 合理化計画

NTTは、5年2月、合理化計画を発表した。計画の概要は、次のとおりである。

- ① 中期経営計画（2年3月）の23万人体制を1年前倒しし5年度末に達成。
- ② 8年度末までに20万人体制とすることを目標。

（2） 移動機売り切り制度の導入について

昭和60年、電気通信自由化の際、本電話機の利用者所有（売り切り）ができるよう制度改革が行われたが、自動車・携帯電話の移動機については現在まで電気通信事業者によるレンタルのみで、売り切りは実施されていない。

しかし、近年の電気通信技術の著しい進歩に伴い、移動機の技術が安定化し、また、低廉かつ多彩なものが出現しつつあり、移動機の分野にも競争原理を導入しうる環境ができつつある。

移動機の売り切り制度が導入されれば、自動車電話サービスの月額基本料等が低廉化したり、競争による移動機の低価格化や小型化等の多様化が一層促進されるなど、利用者に大きなメリットをもたらすことが

期待できる。

一方、移動機の売り切り制度が導入されることにより、移動機の不正使用等の問題が生じるおそれがある。

このような諸課題を解決し自動車・携帯電話機等を利用者が所有できるようにする方策について検討するため、郵政省は、4年9月から「移動機の在り方に関する調査研究会」を開催し検討を行ってきたが、同年12月報告書がまとめられた。

報告書では、売り切りの効果を多くの国民が享受できるようにするとともに、自由競争による市場の活性化を図るためには、アナログ方式、デジタル方式を含め全機種について販売主体を限定しない完全売り切り制度とすることが望ましいとしている。

さらに、売り切り制度の実施時期については、所要の準備期間を考慮し、各種の自動車電話システムが出そろった6年4月が妥当であるとしている。

郵政省では、基本的に本調査研究会の結論に沿ったかたちで売り切り制度を実施できるよう、5年3月から「自動車・携帯電話料金に関する調査研究会」を開催するなど、所要の準備作業に取り組んでいるところである。

(3) 近距離通話の在り方について

我が国の国内電話サービスについて、単位料金区域(MA)の在り方及びそれに関連して派生する電話料金の様々な課題の改善方策を検討するため、郵政省は3年5月から「近距離通話の在り方に関する調査研究会」を開催し、検討を進めてきたが、4年6月報告書がとりまとめられた。

報告書の概要は、以下のとおりである。

- ① 大都市周辺を中心に、社会経済圏、通勤圏の拡大等を背景に通話

圏としての機能が低下しているMAが生じてきており、基本的にはMAを拡大していく方向が望ましい。

- ② 長距離料金の引下げを中心に全般的な低廉化に務め、遠近格差の縮小を図っていく必要がある。
- ③ MAの境界域で発生する、いわゆる近々格差は、解消することが望ましい。
- ④ 距離区分については、距離と費用の関係の希薄化、利用者の分かりやすさ等の観点から、簡素統合化を図っていく方向が望ましい。
- ⑤ 基本料の級局区分については、廃止の方向で検討していくことが望ましい。
- ⑥ 施設設置負担金については、一定期間で月々分割払いできる制度を創設し、利用者の支払い方法の多様化を図ることが望ましい。
- ⑦ 公衆電話については、加入電話と同一の費用構造にないことから、一般の加入電話と全く同一の料金制度とする必要はない。
- ⑧ 料金の多様化については、利用者にとっての分かりやすさとのバランス等に留意しつつ、積極的に拡充していくことが望ましい。

近距離通話はNTTの事実上の独占領域であること、また、その利用量の多さという点からも、その在り方は国民生活、社会経済活動に大きな影響を与えるものであることから、本報告を一つの素材として、今後とも長期的かつ多角的な観点から検討をさらに深めていくこととしている。

(4) 施設整備事業（電気通信基盤充実事業）の推進

3年から「電気通信基盤充実臨時措置法」により、光ファイバーや超高速デジタル伝送装置等の電気通信の利便性を飛躍的に高める施設（新世代通信網）の整備を図るための施設整備事業が推進されている。

4年12月現在、11社の事業が施設整備事業として認定され、税制優遇

措置としての特別償却、固定資産税の特例措置、日本開発銀行等からの低利融資等の支援措置が実施されている。

(5) 電気通信システムの安全・信頼性の確保

社会経済活動は、信頼性の高い電気通信サービスを前提として進展しており、これがますます高度化し、電気通信への依存度が高まってきているので、災害等により電気通信に障害が発生した場合の影響は計り知れないものとなり、より高い信頼性を確保することが必要となる。

このため、電気通信の信頼性の向上を促進し、もって利用者の利益を保護し、高度情報社会の健全な発展に資することを目的に、税制優遇措置、無利子融資・低利融資、債務保証によって、電気通信システムの信頼性の向上を図るための施設・設備を取得しようとする者に対し支援を行う施策を推進することとしている。

2 電波利用の促進

(1) 電波利用料制度の創設

ア 電波利用の現状と電波利用料制度の創設

近年の技術革新の進展に伴い、我が国の電波利用は、移動体通信を中心に拡大の一途をたどっており、4年12月末現在、無線局数は、821万局に達している。

これに伴い、

- ① 急増する不法無線局への対応
 - ② 電波行政事務の増大による免許申請処理等の遅滞への対応
- は、電波行政に課された緊急の課題となっている。

これらの課題を解決するための諸施策に要する費用については、その直接の受益者たる免許人に負担させることが費用負担の公平の観点から適当であることから、「電波法の一部を改正する法律」（4年6月公布）

により、5年4月から電波利用料制度が創設されたものである。

電波利用料は、無線局の免許を受けた者から徴収され（国並びに地方公共団体が開設する消防及び水防の用に供する無線局については適用除外。地方公共団体の開設する防災の用に供する無線局については、電波利用料を軽減する。）、以下の事務の処理に要する費用に充てることとされている。

- ① 電波の監視及び規正並びに不法無線局の探査
- ② 総合無線局管理ファイルの作成・管理

イ 電波利用料を財源とする施策

(ア) 電波監視施設等の整備

不法無線局の迅速な探査のためには、きめ細かに配置された電波監視施設をネットワークで結ぶことにより、電波監視体制の一層の整備を図ることが必要である。電波監視施設は、今後移動通信の導入が進む3GHzまで探知周波数を拡大するとともに、不法無線局の位置を特定できる設備を地方中枢都市までを念頭に5年度から9年間で計画的に整備することとしている。

また、上記の設備の整備が遅れる地域等に、超短波帯以上の電波を固定監視できる設備を段階的に整備することとしている。

(イ) 総合無線局監理システムの構築

無線局の急増に対処するため、無線局の周波数、空中線電力等の諸元をデータベース化し、大型コンピュータを活用して無線局監理事務の効率化を図るシステムを構築することとしている。

当該システムの導入により、周波数、空中線電力、検査結果等の無線局に関する諸元が一元的に管理され、これらの検索、照合、帳票作成等が迅速化するとともに、事務処理を電算化することにより、無線局監理事務の効率化が図られ、また、この結果として審査事務等の迅速化が図

られる。

(2) 周波数資源の開発

ア 未利用周波数帯の開発

現在使用されていない周波数の高い電波、例えばミリ波(30GHz~300GHz)はこれまで使用されている周波数の約10倍と広い帯域を有している。このため、将来の有望な周波数資源として研究開発が行われている。ミリ波の特質を生かして、近い将来、実用化が期待されるものとしては、高速無線LAN、IDカード、ワイヤレスカメラ、自動車衝突防止レーダ等が挙げられる。

また、光領域周波数帯も、その特徴を生かして宇宙通信分野等の無線通信分野に利用していく技術開発が行われている。

イ 既利用周波数帯の再開発

近年の移動通信需要の伸びは著しく、将来の需要に対して、現在割り当てられている周波数だけでは対応できないことが予想されている。

このため、地上固定通信、衛星通信等に使用されているマイクロ波帯(3GHz~10GHz)を移動通信に利用可能とするための研究開発を行っていく必要があり、4年10月から郵政省において開催している「電波資源開発利用に関する調査研究会」において、マイクロ波帯移動通信の技術的課題の抽出及びシステムのイメージ等について検討を進めているほか、通信総合研究所では5年度よりマイクロ波帯移動通信システムを実現するための研究開発を開始することとしている。

ウ 周波数有効利用技術の開発

既に利用されている周波数を、同じ利用分野で従来以上に高度利用を図る周波数有効利用技術としてインテリジェント電波利用技術が目ざれている。

インテリジェント電波利用技術とは、電波伝播特性や利用状況等の環

境に応じて、無線局が使用する周波数、電力、周波数帯域幅等を時間的に動的（ダイナミック）に変化させ、電波利用の効率的、質的向上を目指す技術であり、3年10月より「インテリジェント電波利用に関する調査研究会」において研究開発が進められている。

この他、単一周波数中継方式、FM同期放送技術等の研究開発を行うこととしている。

エ 周波数ひっ迫対策税制の創設

本税制は、無線局の急増に伴い周波数のひっ迫状況がますます深刻化していることから、電波を高密度に利用できる機器に税制支援措置を講ずることによって、その普及促進を図り、周波数のひっ迫に対処することを目的として5年度税制改正により措置されることとなった税制である。

対象品目は、①デジタルMCA装置、②デジタルAVM装置、③衛星対応型車両情報通信装置の3品目で、5年度及び6年度の2年間において、これらの設備を購入等した者に対し、初年度20%の特別償却が認められる。

オ 周波数資源の開発に関する国際共同研究の推進

電波の利用は我が国のみならず世界的に急速に拡大しており、先進国を中心に周波数資源がひっ迫しつつあるとの基本的認識が広まっている。

このような中、我が国は国際協調と研究の効率化の点から、4年9月米国との間でミリ波帯の研究開発を協力して推進していくことに基本的な合意をしたところであり、通信総合研究所と米国商務省電気通信情報庁通信科学研究所との間で情報交換、研究者交流等を行いつつ効果的に研究を進め、その成果を交換することとしている。

(3) 移動体通信の普及促進

ア デジタル方式MCA陸上移動通信システム

自管用陸上移動通信に対する需要の急速な増加に伴い、

- ① 良質で豊富な機能の提供が可能で
- ② 周波数の利用効率が高く
- ③ 通信の秘匿性が向上する

デジタル方式によるMCA陸上移動通信システムの導入のための技術的条件等について、4年6月、電気通信技術審議会から答申がなされた(3年9月諮問)。

郵政省では、本答申を受け、5年3月関係省令の改正を行ったところである。

イ 簡易型携帯電話システムの実用化に向けて

簡易型携帯電話システムとは、現在屋内のみで使用されているコードレス電話を駅や市街地等屋外でも使用できるようにするシステムであり、2年5月以来、電気通信技術審議会において、技術的条件について検討が行われており、4年6月、簡易型携帯電話システムの屋内基地局用無線設備及び移動局用無線設備に関する技術的条件についての一部答申が行われた。

簡易型携帯電話システムを活用した事業は、発信機能だけのごく簡単なものから他の付加機能をもつ本格的なものまで幅広いサービス・事業態様が考えられており、それに応じて既存の自動車・携帯電話事業や将来のマイクロセル移動通信システムとの関係についても様々な見方がなされている。

そこで、郵政省では、4年10月から「簡易型携帯電話システム研究会」を開催し、簡易型携帯電話システムを活用した事業のサービスイメージやメディアとしての位置づけの整理、将来のパーソナル通信に関するビ

ジョンの明確化等、簡易型携帯電話システムについての取組方策について検討を進めている。

ウ マイクロセル移動通信システム

マイクロセル移動通信システムは、周波数の利用効率を極度に高めるとともに移動機の小型・軽量化を可能とするため、ゾーン半径50～100m程度のマイクロセルやさらに小さなピコセルによりサービスエリアを構成し、自動車電話、携帯電話、コードレス電話、無線呼出し等のサービスを発展融合し、究極のパーソナル通信を実現するための第3世代の移動体通信システムであり、国際的にも、無線通信部門において21世紀の実用化を目指し、将来の公衆陸上移動通信システム（FPLMTS：Future Public Land Mobile Telecommunication Systems）として標準化作業中である。

郵政省では、3年4月から「マイクロセル移動通信システムに関する調査研究会」を開催し、マイクロセル方式の将来の移動通信システムについて検討を進めてきたが、4年10月報告書がとりまとめられた。

報告書の概要は、以下のとおりである。

- ① 無線通信部門の勧告化の作業及び欧米の動向を踏まえると、今後、我が国においても、マイクロセル移動通信システムのような第3世代の移動体通信システムに関する技術開発及び標準化を推進することが必要。
- ② その推進に当たっては、特に、国際的に整合の取れた標準化を図るためにETSI（欧州電気通信標準化機構）やTIA（米国電気通信工業会）等と日本の標準化機関との相互協力関係の樹立が重要。
- ③ 研究開発に当たっては、利用周波数帯の選定、高能率な音声符号化方式の開発、無線インタフェースの共通化、効率的な無線回線制御の開発、移動機の高度化が特に重要。

エ 陸上移動衛星データ通信システムの実用化

陸上移動衛星データ通信システムは、広範囲の地域を移動する長距離トラック等に運行管理（位置情報、積載情報、発着時刻等）に有効な、衛星を用いたデータ通信システムである。このようなシステムは、既に欧米では実用化されており、我が国においてもその実用化が期待されていたものである。

このため、郵政省では、衛星通信用のKuバンド（14/12GHz）中継器を利用し双方向のデータ伝送専用の移動体通信を行う陸上移動衛星データ通信システムを実用化することとし、4年9月、関係郵政省令の改正により必要な無線設備の技術基準等を定めたところである。

(4) その他の電波利用システムの普及促進

ア 都市向け高度防災同報無線システムの開発

現在、全国の約半数の市町村では、住民へ災害情報等を伝達する手段として、防災同報無線システムを整備、活用している。同システムは、主として屋外スピーカー等を通じて音声により災害情報等を住民に伝達するものであり、このスピーカーからはかなり大きな拡声音が流れる。このため、特に都市部においては、スピーカー近隣の住民から騒音苦情等が寄せられるなど、実質的に利用が減っているのが現状である。

このため、郵政省では、新たに「サイレント同報無線システム」として、データ伝送、映像伝送を中心としたより利用しやすい防災無線システムを開発することとし、4年7月から「都市における高度防災同報無線システムに関する調査研究会」を開催し、5年度末を目途に調査研究を進めているところである。

イ 無線LANシステムの技術基準等の整備

近年のパソコン、OA機器等の各種情報処理端末機器の出現に伴い、オフィスや工場等におけるこれら情報処理端末機器相互を結んだLAN

(ローカル・エリア・ネットワーク)の構築の機能性や柔軟性を持たせるため、従来の有線から電波を利用する無線LANシステムの早期実現が求められている。

このため、郵政省では、4年12月関係郵政省令の改正により、2.45GHz帯の周波数を利用した中速無線LANシステム及び19GHz帯の周波数を利用した高速無線LANシステムの技術基準等を定めたところである。

なお、今後ミリ波等の周波数を利用する無線LANシステムについて引き続き実用化のための検討を進めていくこととしている。

ウ 規制緩和の推進

郵政省は、無線局免許申請手続、定期検査及び無線局の運用に関する規律の緩和並びに技術基準適合証明制度の拡大を図るため、4年12月関係郵政省令の改正を行った。主な改正の内容は、次のとおりである。

- ① 無線設備の工事設計の変更について、許可を必要とせずに変更できる範囲を拡大。
- ② 変更検査を要しない無線設備の変更の工事の対象を拡大。
- ③ 一定の無線局について、無線業務日誌に記載しなければならない事項を簡略化。
- ④ 放送局以外の無線局の抄録を廃止し、放送局の抄録に記載しなければならない事項を簡略化。
- ⑤ 無線局の免許申請書に添付する工事設計書の記載を簡素化。
- ⑥ 航空局、陸上移動中継局及び地球局のそれぞれの一部について、定期検査を行う時期の間隔を延長。
- ⑦ 防災同報無線の子局、テレメーター系の子局、非常警報用無線局等の無線設備を技術基準適合証明の対象設備に追加。

(5) GMDSSの推進

海上通信の分野においては、4年2月から「海上における遭難及び安全の世界的な制度（GMDSS・Global Maritime Distress and Safety System）」の導入が全世界で開始された。GMDSSは従来のモールス無線通信に替わるものとして、衛星通信、デジタル通信技術等の最新技術を取り入れ海上（船舶）と陸上（各国の捜索救助機関）が一体となって船舶の航行の安全を確保しようとするシステムで、世界中のどの海域からも通信が可能なこと、遭難信号の自動送信が可能なこと等の長所を有していることから、船舶の航行の安全に大きく寄与するものと期待されている。

郵政省では、GMDSSの導入に当たり、開発途上国におけるGMDSS無線通信システムの構築支援を図るため、3年9月から「開発途上国におけるGMDSSの整備に関する調査研究会」を開催し、検討を行ってきたが、5年3月、報告書が提出された。

報告書では、開発途上国においても、各国の地理的条件や周辺海域の船舶の運航実態、さらには、隣接国との捜索救助の相互支援体制等を総合的に考慮して、GMDSSの陸上通信施設の整備方針を決定していく必要があるとしている。

第3節 放送政策の新たな展開

1 放送メディアの多様化に向けて

(1) 放送衛星3号（BS-3）後継機の段階における衛星放送の在り方について

郵政省では、放送衛星3号（BS-3）後継機の段階における衛星放送について、3年7月、放送普及基本計画を変更し、放送を国民に最大限に普及させるための指針を定めた。

このBS-3後継機の段階における衛星放送の在り方の決定は、今後、我が国の基幹的放送メディアの一つとして発展することが期待されている衛星放送の在り方を長期にわたって方向付ける重要な政策課題であるため、多角的かつ十分な検討を行う必要がある。このため、4年4月、BS-3後継機の段階における衛星放送の在り方について電波監理審議会に諮問した。

同審議会では、4年4月の諮問以来、衛星放送等の現状、衛星放送技術等の現状、諸外国の衛星放送事情等について審議を重ねるとともに、4年8月から9月にかけて、一般有識者に対するアンケートを実施、4年10月から12月にかけて、放送事業者等関係者からの意見聴取を実施した。

また、電波監理審議会の審議に資するため、「衛星放送制度問題研究会」、「衛星放送技術の長期ビジョンに関する研究会」及び「ハイビジョン放送研究会」の3研究会を開催し、4年12月に報告書をまとめ、電波監理審議会に報告した（「衛星放送技術の長期ビジョンに関する研究会」については、中間報告書）。

「衛星放送制度問題研究会」報告書においては、BS-3後継機段階

の衛星放送の目的・理念、BS-3後継機段階における衛星放送制度の在り方等について検討を行い、放送内容、経営財源、マスメディア集中排除原則、多重放送等のBS-3後継機段階における衛星放送制度の在り方について提言を行った。

「衛星放送技術の長期ビジョンに関する研究会」中間報告書においては、衛星放送の1中継器で多数の番組を同時に放送する「多チャンネル化技術」についてBS-3後継機段階での実現可能性等について技術的側面から検討を行った。

その結果、9年ごろまでに、多チャンネル化技術を導入することについては、技術的課題があることから慎重な検討が必要であるとしている。

「ハイビジョン放送研究会」報告書においては、ハイビジョン放送の在り方と普及のための課題等について検討を行った。

ハイビジョン放送の在り方については、次世代の基幹的映像メディアのひとつとして、その普及を図ることが望ましいとしている。

5年3月現在、電波監理審議会は、上記3研究会の報告、一般有識者に対するアンケート調査結果、関係者からの意見聴取結果等に基づき、「BS-3後継機の段階における衛星放送の在り方」について、審議を進めている。

(2) ハイビジョンの普及促進

ハイビジョンは、我が国が世界に先駆けて開発した次世代のテレビジョンで、高度情報社会の中核となる先進的なメディアである。

ハイビジョン技術は、単に放送分野だけでなく、広範な分野への応用が可能であり、新しい映像メディアとして期待されており、通信・映画・印刷・出版・教育・医療等への応用が行われている。

ア ハイビジョン試験放送

3年11月25日から、(社)ハイビジョン推進協会により1日8時間程度実

施されているハイビジョン試験放送は、4年7月から8月にかけて「ハイビジョン・スポーツウェーブ'92」を実施し、バルセロナオリンピック及び全国高校野球選手権大会の中継放送を行った。

この放送において全国500か所以上の受信会場で延べ2,300万人(推定)がハイビジョン放送を視聴した。

イ ハイビジョン・シティモデル都市の指定

ハイビジョンを生活空間・都市空間に優先的に導入し、地域の特性を生かしながら、潤いと活気にあふれた先進的都市を構築することを目指す「高度映像都市（ハイビジョン・シティ）構想」については、4年度新たに東京都神津島村、岐阜県瑞浪市、三重県四日市市、島根県安来市、愛知県一宮市を追加指定し、指定地域は35地域（32市、2町、2村）となった。このうち26地域でハイビジョンシステムが導入されている（第2-3-1図参照）。

郵政省は、日本開発銀行等からの無利子融資、低利融資、税制等の各種の支援措置により、(社)ハイビジョン推進協会等の関係団体の協力を得ながらシステム構築を全面的に支援し、ハイビジョン・シティ構想の推進に積極的に取り組んでいる。

(3) 通信衛星を利用する放送（CS放送）の開始

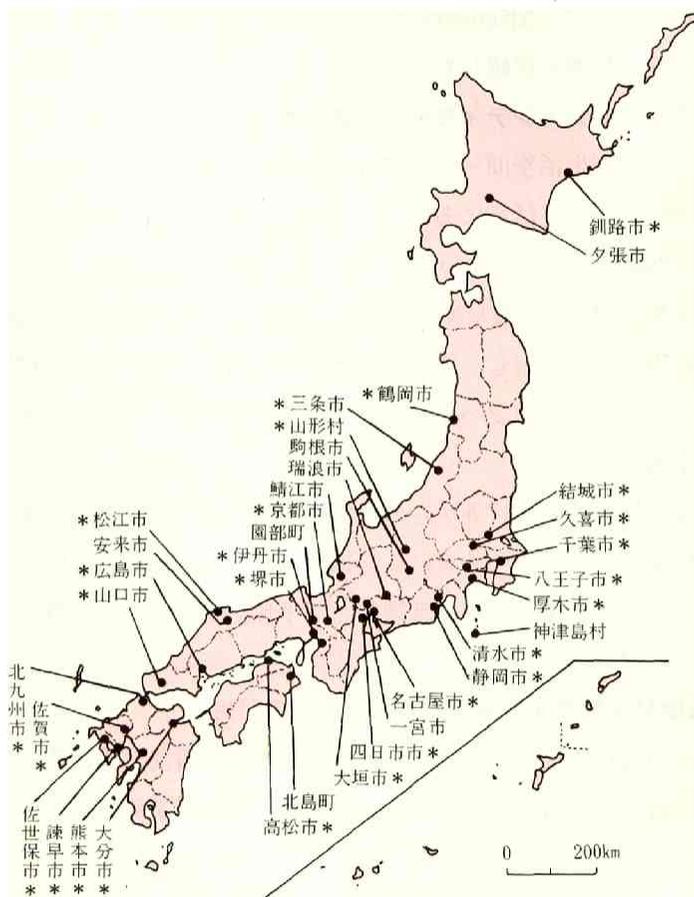
元年6月の放送法等の改正により、受託放送事業者及び委託放送事業者からなる新しい放送制度を導入し、通信衛星を利用する放送（CS放送）が可能となった。

郵政省は、法改正後、音声放送については、18番組、テレビジョン放送については、6番組を認定した。各委託放送事業者は、4年度中には、全ての放送を開始した。

また、郵政省は、4年12月、CSテレビジョン放送に関する需要の動向、周波数の割当可能性等を総合的に勘案し、CSテレビジョン放送番

第2-3-1図 ハイビジョン・シティモデル都市の指定状況
(5年3月末現在)

○ハイビジョン・シティモデル都市数=35地域(32市・2町・2村)



- (注) 1. *印は、ハイビジョン・シティモデル都市で既にハイビジョンを導入し運用している地方公共団体を表示している。
2. 静岡市、清水市は2市で1地域。

組の6番組の追加割当を行い、12番組の放送を可能とすること及びCS放送についてのマスメディア集中排除原則の適用の緩和について電波監理審議会に諮問し、5年2月に答申が出された。

この答申を受けて、郵政省では、現行の6番組のCSテレビジョン放送を12番組に拡大するとともに、マスメディア集中排除原則の適用を緩和し、10年間の特別措置として、既存の民間テレビジョン放送事業者がCS放送に参入することなどを認めた。

(4) ケーブルテレビの普及促進

郵政省では、ケーブルテレビ事業の発達・普及を促進するために、ケーブルテレビ事業者、ケーブルテレビ番組供給事業者等に対する日本開発銀行等からの低利融資・税制等による支援を行うとともに、テレトピア指定地域内において、テレトピア計画に掲げられたケーブルテレビ事業を行う第3セクターに対する日本開発銀行等からの無利子融資による支援等を実施している。

(5) コミュニティ放送の開始

4年1月に超短波放送（FM放送）用の電波を利用して市町村等の一部の区域において、地域住民に密着したきめ細やかな情報を提供し、当該地域の振興その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として放送を行う「コミュニティ放送」が制度化された。

この放送は、聴取範囲は半径数キロメートルであるが、一般のFMラジオで受信することができ、「電波のタウン紙」として地元の道路交通情報や商店街のイベント案内等、地域住民の豊かな暮らしを築くために必要な情報を提供するものである。

郵政省は、4年10月、全国で初めてのコミュニティ放送を行う区域として北海道函館市の一部の指定を行った。

函館市の第3セクターである函館山ロープウェイ(株)では、これを受け



コミュニティ放送局の放送風景

て函館山コミュニティ放送局を12月に開設し、約2万世帯(函館市の20%の世帯数)を対象に、午前8時から午後8時までの12時間、コミュニティ情報・観光情報等の地域に密着したFM放送を行っている。

また、5年3月には、大阪府守口市及び愛知県豊橋市の一部区域をコミュニティ放送を行う放送対象地域として指定した。

2 放送ソフトの充実のために

(1) 放送番組普及センター施設整備事業及び映像ソフト交流促進施設整備事業の推進

社会的・文化的に貴重な国民的財産である放送番組を組織的・継続的に収集・保管するとともに広く国民に公開することなどを通じて、放送文化の継承及び発展並びに放送の健全な発達に資することを目的に、元年度より「放送番組普及センター施設整備事業」を推進しており、日本開発銀行等からの低利融資による支援施策が講じられている。

また、郵政省では、(財)放送番組センターを放送法に基づく「放送番組センター」として指定している。同センターでは、横浜市のみならず、21横浜館内に、約60名が視聴可能なビデオブース及び230名収容可能な映像ホールを備えた放送ライブラリーを開設して、保存番組の一般公開を行っており、5年3月までに約3万人の利用に供されている。

また、郵政省では、多様な放送番組の効率的な制作に役立ち、地域文化の保存・継承・交流等に貢献するとともに、地域の情報化等を推進することを目的として、4年度より「映像ソフト交流促進施設整備事業」を推進している。映像ソフト交流促進施設については、民活法の特定施設(テレコムプラザ)の一類型として日本開発銀行等からの無利子融資、低利融資、税制の特例措置といった支援施策が講じられている。

(2) ケーブルテレビの放送番組の充実

郵政省は、ケーブルテレビの放送番組の制作、流通等を促進することによって、ケーブルテレビの発達・普及による情報流通の円滑化を図ることを目的として4年度から新たに「有線テレビジョン放送番組充実事業」を推進している。

同事業は、①番組共同制作業務、②番組配信業務、③番組情報提供業務及び④番組保管・視聴業務のすべての業務を、必要な施設を整備して行う者に対し、通信・放送機構からの出資や日本開発銀行等からの無利子融資等の支援を行うもので、5年2月に「株式会社北陸メディアセンター」及び「株式会社北海道テレコムセンター」の実施計画を認定した。

3 放送の利用格差の是正に向けて

(1) 公共投資による民放テレビ放送等の難視聴解消事業

ア 民放テレビ放送難視聴解消事業及び民放中波ラジオ放送受信障害解消事業

国は、電気通信格差是正事業の一環として、3年度から民間テレビジョン放送が1波も良好に受信できない地域の解消を図るための中継局の設置に対する経費の一部補助を行っている。

4年度から、①補助対象施設として、共同受信施設を追加し、②沖縄先島地区（平良市等2市、5町、2村）の民間テレビジョン放送の難視聴を解消するため、放送番組伝送回線としての海底ケーブル（沖縄本島と宮古島間）及びマイクロ回線の設置並びに先島地区の全域にテレビ放送中継局7局の設置を行う事業に対する経費の一部補助を行うとともに、③民放中波ラジオ放送が外国波混信や地形的条件等によりよく聞こえない地域を解消するため、中波ラジオ放送中継施設の設置に対する費用の一部補助を行っている。

イ 都市受信障害解消事業

近年では、都市再開発の進展による建築物の高層化等に伴い、高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害が発生している。その解消は、原因者費用負担の考え方に基づく当事者間協議によりその解決が図られるべきであるが、最近では、林立する高層建築物等が複雑に関連して受信障害を引き起こし原因者の特定が困難なため解決が難しい障害も発生している。

このため、4年6月から5年2月まで開催された「テレビジョン放送受信環境基盤整備に関する調査研究会」の調査研究報告を受けて、5年度からは、電気通信格差是正事業の新規施策として、建築物等に起因する原因者の特定が困難なテレビジョン放送受信障害を解消することを目

的として、市町村又は特別区が事業主体となって、受信障害解消のための共同受信施設を設置する場合に、その設置に必要な経費の一部を補助する「都市受信障害解消事業」を推進することとしている。

(2) 視聴覚障害者向け放送番組の充実

近年、情報通信技術の急速な進歩や国民の情報ニーズの多様化・増大により、衛星放送等の新しい放送サービスが開始されている。しかしながら、その一方で視聴覚障害者が放送を享受する上で不可欠な解説放送、字幕放送等は、市場採算性に乏しいため、実施状況は必ずしも十分とはいえない状況にある。

このため郵政省では、4年9月から「視聴覚障害者向け放送番組の制作・流通に関する調査研究会」を開催し、視聴覚障害者向け放送番組の制作分野及び流通分野が直面している課題を解決するための具体的方策について多角的に調査研究を行った。

また、身体障害者向けの通信・放送サービスの利用の円滑化のための施策を推進することとしている。

4 放送の国際化への対応

近年、衛星技術の進歩により、いわゆる「国境を越えるテレビ」が技術的に可能となっており、アジアや欧州においては、広範囲なサービスエリアの衛星により多国間にまたがるサービスが開始されている。

このような状況において、郵政省は4年10月から5年3月まで「放送分野の国際化に関する調査研究会」を開催し、「国境を越えるテレビ」について、諸外国の放送法制や実施状況を把握するとともに、我が国としての対応の在り方について検討を行った。

同研究会の報告では、自由な情報の流通・国際交流の促進等の観点から「国境を越えるテレビ」のメリットを評価する一方、放送秩序等への

影響という解決すべき課題を掲げ、我が国の社会・放送秩序と整合性が図れるものについては、一定の条件の下に国内の放送に準ずるものとして認知するよう提言している。

第4節 郵便事業・郵便局ネットワークの新たな展開

1 郵便事業運営基盤の整備・充実

(1) 郵便処理システムの情報機械化の推進

郵便事業の機械化については、昭和43年7月の郵便番号制の導入以後、「郵便番号自動読取区分機」による機械化のほか、昭和63年度からは、「郵便物あて名自動読取区分機」を開発・配備し、積極的に機械化の推進を図ってきたが、今後郵便物数の増加及び労働力需給のひっ迫等、郵便事業を取り巻く社会経済環境は更に厳しくなることが予想されることから、郵便事業の機械化を一層推進することが重要となっている。

そこで、これまで主として手作業で行われてきた配達局における局内作業の機械化を一層推進するため、全く新しい観点からあて名情報のコード化等あて名情報の在り方や将来の技術動向を踏まえた技術開発の方向性等、郵便処理システムの情報機械化に積極的に取り組んでいくこととしている。

その一環として、4年5月より「郵便処理システムの情報機械化に関する調査研究会」を開催し、郵便利用面及び情報・機械技術面の課題等について多角的に調査研究を行っており、この調査結果に基づき現在の郵便番号を拡張して、住所の細部に及ぶあて名情報のコード化計画の検討及び機械処理に適した形態のコードへ変換するシステムの技術開発研究を行うことを予定している。

(2) 郵便物の増加に対応する要員の確保

社会経済の発展を反映し、近年、郵便物は急激に増加しており、最近5年間の郵便物数の増加をみると26%増加している。それに対し、定員は1%にも満たない増加にとどまっている。

郵便物数は、経済動向等からみて当面伸び率は鈍化すると考えられるものの、引き続き増加していくことが予想される。特に大都市及び近郊発展地に所在する郵便局においては、郵便物の処理に必要な要員を配置し業務の正常な運行を確保するとともに、多様化・高度化したニーズに的確にこたえる必要があることから、引き続きこれに見合う必要な要員を確保することとしている。

また、こうした現状に対応するとともに、今後の労働力市場の変化等に対応していくため、5年度において「郵政事業における勤務形態に関する調査研究」を実施し、郵政事業に適した勤務形態の在り方について幅広く検討することとしている。

(3) 昼間帯不在家庭に対する効果的な配達・交付の推進

共働き家庭の増加や余暇活動の多様化等ライフスタイルの変化に伴い、昼間帯不在となる世帯が増え、不在持戻りの小包郵便物や書留郵便物が増加しており、配達効率が低下している。その結果、こうした不在持戻りとなった郵便物の授受・保管・照会に対する調査及び交付等の事務処理が増大している。

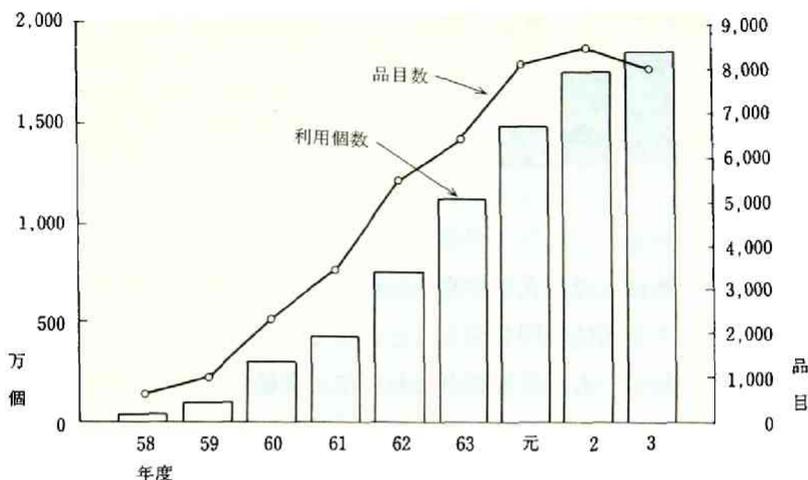
そこで、昼間帯不在家庭に対処するために、5年度において、マンション等管理人への小包郵便物の一括配達委託、不在持戻り郵便物保管管理システムの導入等を実施し、サービスの向上に努めていくこととしている。

2 豊かな暮らしづくりに向けた郵便サービスの提供

(1) ふるさと小包情報システムの導入

ふるさと小包は、昭和58年度に取扱いが開始されて以来10年を経過し、この間、地域産業の振興に貢献してきた。取扱商品も年々増加し、3年度では8,000品目、1,865万個にも達している（第2-4-1図参照）。

第2-4-1図 ふるさと小包の利用状況



郵政省資料により作成

(注) 3年度における主な利用品目

鮭(北海道)、信州りんご(長野県)、さくらんぼ(山形県)、せんべい(福岡県)、宇治茶(京都府)、メロン(北海道)、静岡茶(静岡県)、アスパラガス(北海道)、ぶどう(山梨県)、パイナップル(沖縄県)。

このようなふるさと小包のシステムをより充実し、利用者の利用しやすい商品とするため、5年度において、ふるさと小包の商品内容等の情報を全国の郵便局の端末により検索できる「ふるさと小包情報システム」を構築し、利用者のニーズに合った商品情報の提供を行うなど、利便の向上を図ることとしている。

(2) 個人間通信の振興

手紙・葉書による個人間通信は「郵便の原点」ともいえるもので、心豊かな潤いのある社会づくりに貢献できる貴重な通信手段である。郵政省では、手紙を書く体験を通じ、手紙に親しんでもらうため、手紙教室を開催しているところであるが、5年度においては個人間通信の一層の



絵手紙教室の開催

振興を図るために、近年人気が高く、かつ手軽に手紙の良さが体験できる絵手紙教室の全国的展開を図ることとしている。

また、進行しつつある長寿社会において、高齢者の方々が手紙を書くことを通じて集まり、会員の知識・経験の交流を図り、その能力を活かして、地域の様々な文化活動に参加し、心豊かで張り合いのある生活を送れるよう、「シニア郵便友の会」の育成に努めるほか、郵便友の会との交流会を開催することにより、異世代間のコミュニケーションを図ることとしている。

(3) 高度情報社会の実現に貢献するサービスの開発

3年5月から5年3月まで開催した「郵便事業運営の長期展望に関する調査研究会」の提言を受け、豊かな暮らしづくりに向け、高度情報社会の構築に資するため、パッケージ系の情報の送達手段として、フロッピーディスクやコンパクトディスク等情報媒体の郵送ニーズに対応した専用パッケージの開発・取扱いの仕組みの構築の可能性について検討することとしている。

3 郵便局ネットワークの活用による地域・国際社会への貢献

郵便局は全国津々浦々に24,000局の拠点を有し、情報通信サービスとして郵便業務を行っている。郵政省においては、郵便、為替貯金及び簡

易保険の各事業を一体的かつ効率的に運営することにより、山間辺地に至るまで郵便局ネットワークを維持して、重要な情報通信基盤を形成するとともに、このネットワークを通じて、すべての国民にあまねく公平に各種のサービスを提供し、地域社会・国際社会に貢献している。

ア 「生き生き情報交流サービス」のパイロット実験の実施

郵政省では、地域に密着した公的機関であるとともに、地域間を結ぶネットワークを形成している郵便局の特性を生かし、地域振興に資するため、地域の情報発信・情報の地域間交流の促進を図る施策を推進している。

その一環として5年1月より、地域の観光・イベント情報、産業情報、就職情報、住宅情報等の地方公共団体が発信する情報を、郵便局ネットワークを通じて、都会等で生活する人々や企業等に提供する「生き生き情報交流サービス」のパイロット実験を開始した。

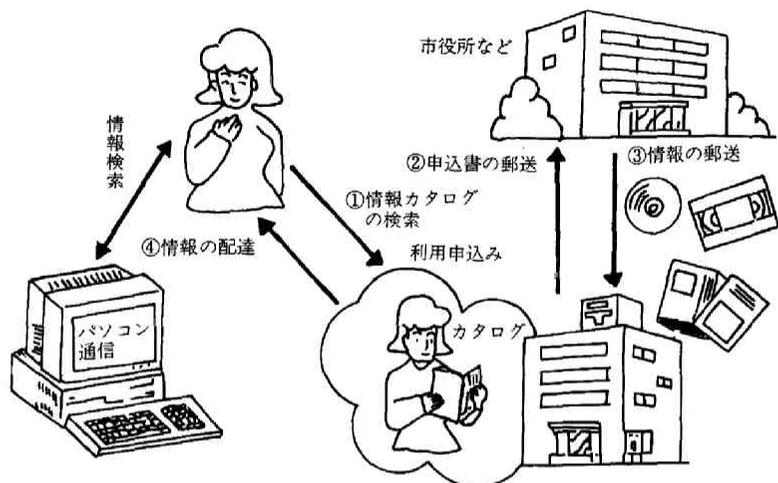
利用者は、地方公共団体が発信する情報に関する情報リストを、郵便局の窓口に着いた情報カタログ又はパソコン通信により検索し、申込書の郵送により、希望する情報の利用の申込みを行い、情報提供元の地方公共団体から郵便により入手するというものである（第2-4-2図参照）。

情報を提供するの第2-4-3表の20の都市であり、サービスの実施地域は、東京都区、政令指定都市、情報提供都市及び情報提供都市の属する県庁所在都市の計41地域であり、この実施地域に所在する約4,100の郵便局で、情報カタログによりサービスの提供を受けることができる。また、パソコン通信による情報検索サービスは5年3月から開始した。

イ 郵便切手等の海外販売

郵便切手は、自国の自然・文化・産業等を国の内外に周知・紹介するなど大きな役割を担っており、また、郵趣の対象の中心となっている。

第2-4-2図 活き活き情報交流サービスのシステム図



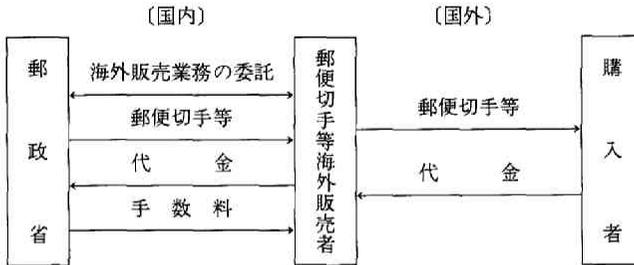
第2-4-3表 活き活き情報交流サービスの情報提供都市

郵政局管内別	都 市 名	都 市 数
北 海 道	岩見沢市、余市郡余市町	2
東 北	山形県米沢市	1
関 東	茨城県竜ヶ崎市、千葉県佐倉市	2
信 越	新潟県見附市、新潟県新井市	2
北 陸	富山県高岡市	1
東 海	岐阜県大垣市	1
近 畿	滋賀県彦根市、兵庫県神戸市、奈良県奈良市	3
中 国	鳥根県出雲市	1
四 国	愛媛県今治市	1
九 州	福岡県北九州市、佐賀県佐賀市、長崎県佐世保市 大分県日田市、鹿児島県鹿児島市	5
沖 縄	那覇市	1
合 計		20

日本の郵便切手は、デザイン・印刷技術の面で世界でも高水準にあり、海外からも高い評価を受けている。

5年度においては、我が国の郵便切手等に対する海外における需要に

第2-4-4図 郵便切手等の海外販売概要図



〔仕組み〕

1. 郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売する者（郵便切手等海外販売者）を選定し、郵便切手等の海外における販売業務を委託できることとすること。
2. 郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を郵政省から買い受け、定価に相当する価格で販売し、郵政省は、買受額に応じて手数料を支払うこととすること。

こたえるなどのため、郵便切手等を海外において販売する仕組みを設けることとしている（第2-4-4図参照）。

ウ 地域社会の活性化に資する郵便局局舎の建設の推進

情報通信拠点として全国に展開している郵便局は、地域社会に密着した存在であり、地域社会の活性化に果たしている役割が大きいことにかんがみ、郵政省では、郵便局が地域社会に貢献できるように、局舎の建設に当たっては、地域計画、経済、文化などを十分に考慮し、地域社会に調和し、その核となるような施設づくりを目指している。

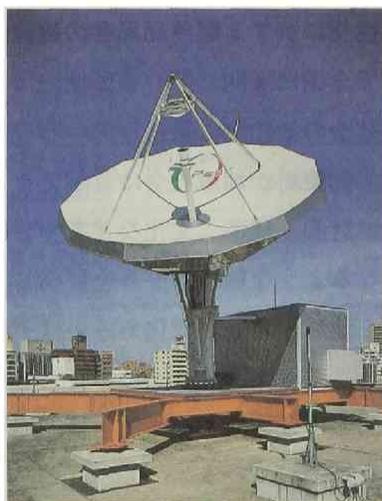
こうした観点から、地域の町並、文化あるいはその雰囲気を反映した郵便局、地域の再開発事業と連携し、土地の有効活用に資する郵便局、また、地域の公的機関との合築による郵便局等、地域社会の特性に合った郵便局局舎の建設を推進している。

エ P-SATの活用による地域社会への貢献

郵政省では、全国を結ぶ郵便局ネットワークを高度化して、地域の情報化の推進に貢献するとともに、事業運営の高度化・効率化等を図るた



郵便局と町民体育館との合築(福島県伊達郡保原町)



郵便局衛星通信ネットワーク(P-SAT)

め、郵便局等に衛星通信の受信装置を設置し、衛星通信を利用して各種の情報通信を行う郵便局衛星通信ネットワーク（P-SAT）の運用を3年4月より開始した。

現在、全国約300の郵便局等に端末が設置され、映像によって地域の特産物・地場産業・観光情報等全国各地のふるさと情報、最新の経済・生活情報等を提供することにより、地域の情報化の推進及び地域住民の利便の向上等を図っているところである。

なお、5年度においては、P-SATの一層の効果的活用を図るため、郵便局への情報連絡の迅速化・効率化、コミュニティ情報の提供等利用者への提供情報の多様化を図るなど、ソフト面の充実を推進していくとともに、環境にやさしい情報通信基盤の充実策の一環として、P-SATを活用したテレビ会議システムを導入する予定である。

オ ハイビジョン機器の導入による地域情報化への貢献

我が国においては、多極分散型国土の形成や豊かさが実感できる社会の実現に向けて、地域の情報化の推進が重要な課題となっている。

郵政省においても、地域の情報通信基盤の一つの拠点としての郵便局を通じて、積極的に地域社会の情報化と地域住民の利便の向上に貢献していくこととしており、地域と国民のこうしたニーズに的確にこたえていくために、郵便局窓口に最新映像情報メディアであるハイビジョン放送受信システムを導入することにより、窓口の環境整備とともに地域の情報化推進の一助とし、もって地域住民に親しまれる郵便局づくりを行うこととしている。

昭和63年度より、ハイビジョン・シティモデル都市、都道府県庁所在地、テレトピア指定地域、郵トピア指定地域等に所在する郵便局に配備を開始し、4年度末までに36台配備しており、5年度にも引き続き配備を拡大していく予定である。

カ 郵便局における国際ボランティア貯金による国際貢献

国際ボランティア貯金は、預金者から通常郵便貯金利子の20%の寄附を得、民間海外援助団体（NGO）を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的とするものである。3年1月より取扱いを開始し、3年度は461万人（累計674万人）を越す人々から27億円もの寄附金が寄せられた。

4年6月、この寄附金のうち23億2,636万円を全国185団体が実施する250援助事業に第2回目の配分をし、アジア、アフリカを中心とした世界49か国において、貧困や災害で苦しんでいる人々のための医療・保健衛生指導や教育関係、自立を促すための職業訓練や農業等の技術指導、さらには環境保全対策、食料援助等に広く役立てられている。

また、5年3月には、緊急援助として2億7千万円を4団体が実施する4事業に配分した。

5年3月末には国際ボランティア貯金の加入者は約1,045万人に達するなど、郵便貯金の顔として国民の間に着実に根付いてきているところである。

キ 郵便局の外貨両替サービスの改善

国際化時代における利用者ニーズに的確に対応するため、郵政省では、3年10月より全国の100の郵便局で、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買のサービスを開始した。

取扱通貨は、外貨両替が米ドル、フランス・フラン、カナダ・ドル、英ポンド、ドイツ・マルク、オーストラリア・ドルの6通貨で、旅行小切手については、これら6通貨建てに日本円建てを加えた7通貨建てとなっている。

4年8月からは、取扱郵便局を100局から200局に増やすと同時に、旅

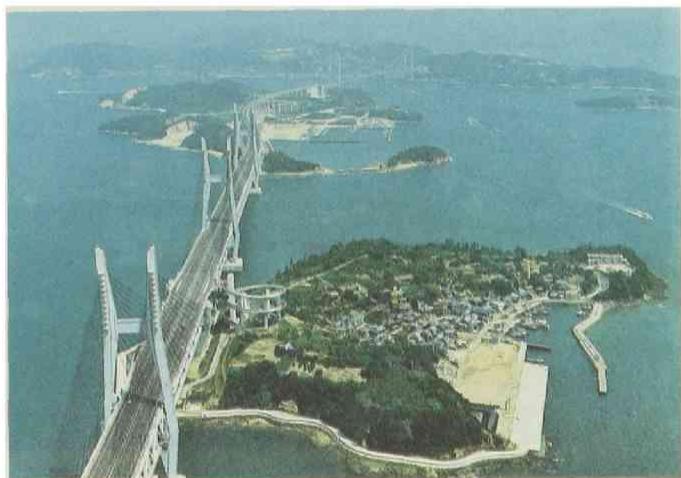
行小切手については従来一部の郵便局が全通貨建てで取り扱っていたが、200局全局で全通貨建ての旅行小切手を取り扱うこととするなど、サービスの改善を図っている。4年度の取扱状況は、総取扱数約8万3千件、総取扱金額約74億円と順調に推移した。

5年度以降においても、順次取扱郵便局を増やしていく予定（5年度には60局を予定）であり、これにより地域住民の利便の向上及び地域の国際化に貢献していくこととしている。

ク 郵便貯金資金・簡保資金の運用を通じた貢献

郵便局は、国民に最も身近な金融機関として、簡易で確実な貯蓄手段を提供し、その経済生活の安定や福祉の増進並びに健全な資産形成に貢献してきている。

郵便貯金として預入された資金は、資金運用部に預託され、財政投融資の主要な原資として、地方公共団体や住宅金融公庫、日本道路公団等の財政投融資機関、個人等に融資され、社会資本の整備や国民生活の質



簡保資金等による地域社会への貢献(本州四国連絡橋)

の向上、地域の振興等に重要な役割を果たしている。

また、郵便局では、簡易に利用できる生命保険サービス（簡易保険）を国民に提供しているが、簡保資金は全国津々浦々の郵便局を通じて全国の加入者から広く集められた資金であることから、その運用に当たっては、加入者の身近なところで役立てられるよう、地方還元を図っている。特に地方公共団体へは、地域の郵便局を通じて融資され、学校の建設や公園・下水道の整備、さらには公営住宅の建設等、豊かなまちづくりに貢献している。

4年度末現在の簡保資金の地方公共団体への融資残高は、約10兆9千億円で、5年度には1兆3,100億円を融資することとしている。

さらに、国際援助として、財政投融资計画を通じて、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金に融資することで、日本と外国との経済交流、開発途上にある海外の地域の産業の発展、経済の安定等にも貢献している。

第5節 情報通信に関する国際政策の充実

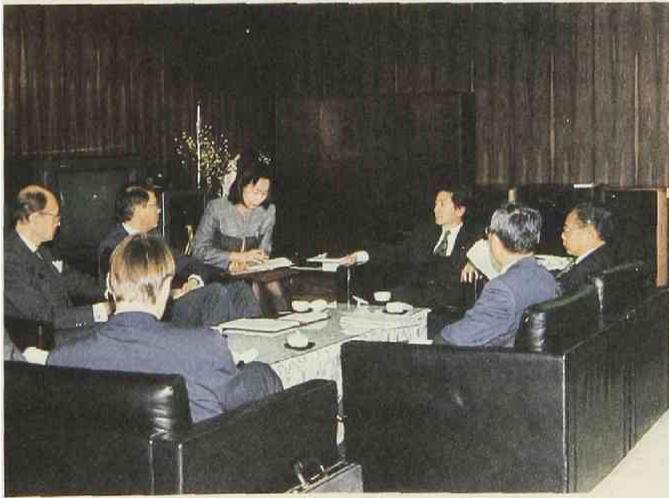
1 国際的な調整と協調への積極的な対応

1992年度において、情報通信を取り巻く環境の急速な変化に適切に対処するため、国際機関の組織や機能の見直し等が進められた。また、郵政省においても、組織において国際部が新設され、国際調整と協調に係る活動が積極的に行われた。

(1) 国際的な電気通信政策の方向

ア 「国際電気通信市場の将来動向に関する調査研究会」の開催

近年の電気通信市場は、電気通信事業の民営化、市場における競争導入、電気通信事業者の外国市場での活動及び多様な業務提携、国際衛星通信市場への別個システムの出現等大きく変化してきている。



ルンドグレン・スウェーデン大蔵大臣と小泉郵政大臣との会談

このような状況において、郵政省は1991年10月より「国際電気通信市場の将来動向に関する調査研究会」を開催し、国際的な市場構造の変化に対応した電気通信政策の方向性について検討を進めてきたが、1992年6月に報告書がまとめられた。報告書では、①企業活動の国際化に対応した、良質な電気通信サービスの提供の充実と利用者利便性の向上を図ること、②利用者ニーズに応えた良質な世界的ネットワークの構築に向けて、開発途上国における電気通信ネットワークの構築への一層の協力を図ること、③国際的な電気通信市場の構造変化に対応した新サービスに適切に取り組むこと、④国際市場における競争の進展と市場拡大に適切に対応した技術開発及び国際標準化活動を進めること、などの基本的方向を踏まえて、国際的な市場構造の変化に対応した電気通信政策の必要性が言及されている。

イ 電気通信事業者に対する製品輸入促進税制の適用

1993年4月より、第一種電気通信事業者についても製品輸入促進税制の適用が認められることとなった。具体的には、対象となる製品の輸入額が2%以上増加した場合に、輸入増加率に応じ輸入増加額の最高5%の税額控除又は一定の機械・装置につき最高20%の割増償却が受けられる。

(2) GATTの動向

1986年に開始したウルグアイ・ラウンドにおいては、世界貿易におけるサービス部門の比重の高まりを反映して、サービス貿易交渉(GNS)が新たに開始され、サービス貿易の自由化のための交渉が行われている。この交渉は、サービス貿易の一般的ルールとしての枠組協定の作成、各サービスごとの特殊性を反映した分野別附属書の作成及び各国が具体的な自由化約束を記載する譲許表作成のための二国間交渉の三つの部分から構成される。

現在は、1991年末に、事務局長より提示された枠組協定と分野別附属書の案を基にして、各国が協定発効当初に譲許表に記載する自由化約束を決定するために、それぞれ二国間で交渉するいわゆる初期コミットメント交渉が行われている。

通信分野についても、電気通信の世界貿易に占める重要性及び経済活動における基本的インフラとしての性格を考慮し、電気通信のアクセス及び利用についての特則を定める電気通信附属書が作成された。譲許表の作成については、高度通信サービスについて自由化約束を記載することで、先進国間にコンセンサスができてきており、現在は、基本電気通信サービスの自由化の問題に議論が移行してきている。

我が国としても、電気通信附属書の作成、初期コミットメント交渉等に積極的に参加している。

(3) OECD/ICCP委員会の動向

OECDの情報・コンピュータ・通信政策（ICCP）委員会においては、1992年11月に開催された理事会において、情報システムの安全性を向上し、開発や利用を一層促進するための安全のための枠組み作りを資するよう、「情報システムの安全のためのガイドライン」が勧告として採択された。これにより、情報システムの安全性について、国際的に共通の基本的考え方が認識され、各国においては、情報システムの安全性の確保、維持を図ることが推奨されるとともに、国際的にも安全性の確保に関する協力が進められるものと考えられる。

また、1992年11月に郵政省、通産省及びOECDの共催により、IT（情報技術）の標準化ワークショップが開催され、標準化におけるユーザーの参加、政府の役割について検討された。

そのほかにも、現在、国際計算料金、移動体通信等に関する各国の通信政策の調整等が行われている。また、インフラ整備の観点から、通信

分野における旧ソ連諸国や東欧諸国への支援も行われているところである。

(4) ITUの動向

ア ITU追加全権委員会議の開催

国際電気通信連合（ITU）は、前身である万国電信連合の時代を含めれば、これまで1世紀以上にわたり電気通信分野における国際秩序を維持する国際機関として存続してきた。しかし、情報通信分野を取り巻く環境が急激に変化する中で、ITUが、今後も国際電気通信分野における主導的役割を担う国際機関として機能し続けるため、これらの環境変化に的確に対応できるような組織・機能とすることを目的として、ITU追加全権委員会議が1992年12月にスイスのジュネーブで開催された。この会議においては、従来のITU条約に代わるものとしてITU憲章及びITU条約が作成され（発効日は1994年7月1日）、従来の国際周波数登録委員会（IFRB）を非常勤委員で構成する無線監理委員会に改組することをはじめとした、ITUの歴史上始めて以来の大幅な組織改正が次のとおり行われた。

- ① ITUの主な活動を、標準化、無線通信、開発の三つに区分し、組織上、電気通信標準化部門、無線通信部門、電気通信開発部門として整理・統合する。

電気通信標準化部門は、従来の国際電信電話諮問委員会（CCITT）と国際無線通信諮問委員会（CCIR）の活動の一部を統合したものであり、電気通信の技術、運用及び料金に関する標準化問題を研究し、これらについての勧告を行う。

無線通信部門は、従来の無線通信主管庁会議（WARC）とCCIR及びIFRBの活動を統合したものであり、無線通信規則の改正、無線通信の技術・運用等の問題の研究及び勧告の作成、周波数の割当・

登録等を行う。

電気通信開発部門は、電気通信開発の促進を図るために、開発途上国に対して技術協力をを行う。

- ② 各部門は、それぞれ一つの会議、研究委員会、事務局（1名の選出された局長により指揮）によって構成される。
- ③ 従来、5名の常勤委員（選出）により行われていたI F R Bの業務は、9名の非常勤委員（選出）から成る無線監理委員会（無線通信規則の解釈等）と無線通信局長（日常業務等）により行われる。
- ④ I T U活動への参加者を、従来の電気通信事業者、電気通信メーカー等に限らず、金融機関、開発機関及び電気通信事業者、メーカー以外の電気通信を取り扱うものに拡大したほか、国際的及び地域的な金融機関、開発機関等についても参加を可能とする。

イ 第1回世界電気通信標準化会議の開催

電気通信の世界標準を審議するI T Uの世界電気通信標準化会議（W T S C）の第1回会合が、1993年3月にフィンランドのヘルシンキで開催された。会議の概要は、次のとおりである。

- ① 近未来の電気通信サービスとして期待されるパーソナル通信及び広帯域I S D N等に関する勧告案並びにこれらのサービスの高度化をさらに進めるための来会期（1993年—1996年）の電気通信標準化部門の研究課題案が承認された。
- ② 情報通信分野の急速な進展に電気通信標準化部門が、より迅速・柔軟に対応するため、電気通信標準化アドバイザリーグループ、部門間調整グループ及び共同調整グループを設置することとした。また、標準化活動の効率化、迅速化及び円滑化を進めるため、作業方法及び手続き規定、勧告の出版、電子文書システム（E D H）の開発等の決議が採択された。

- ③ 来会期、電気通信標準化部門に設置される15の研究委員会の議長・副議長の任命が行われ、我が国から議長1名、副議長6名が任命された。
- ④ 電気通信標準化部門が、電気通信開発局と連携・協力し、最新の標準化の動向についての情報提供、開発途上国の標準化活動への参加促進を図る決議が採択された。

(5) UPUの動向

万国郵便連合（UPU）では、国際間の新たなサービスの機動的な展開・実施を目指し、万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定の簡素化を検討している。1992年5月に開催された執行情事会においては、UPU国際事務局が作成した万国郵便条約の条文案及び小包郵便物に関する約定のモデル案が提出され両文書の見直しにつき審議された。今後は、UPU全加盟国郵政庁の意見を踏まえ、1993年4月に開催される執行情事会における討議を経て、1994年に韓国のソウルで開催される大会議に改正提案が提出される予定である。

また、UPU自体の組織・機能についても、執行情事会の作業部会において、見直しが検討されており、1993年の執行情事会において、その研究結果に基づき、議論が行われることとなっている。

(6) 国際衛星通信をめぐる動向とその対応

国際衛星通信は、従来、世界的な規模での通信確保の観点から、主として、各国の電気通信事業者の共同出資からなる国際電気通信衛星機構（インテルサット）及び国際海事衛星機構（インマルサット）の両機構により運営されてきた。

しかし、近年の衛星通信技術の進歩、サービス需要の多様化等を背景に、民間企業等が自ら衛星を打ち上げ、国際通信サービスを提供する構想、いわゆる別個システムの構想が次々に発表された。そこで、インテ

ルサット及びインマルサットでは、別個システムの国際通信分野への参入を容易にして国際衛星通信市場の活性化を図ることなどを目的として、別個システムとの経済的調整手続きの大幅な簡素化を検討している。インテルサットは、1992年11月の第18回総会において、新たな手続きを決定した。一方、インマルサットは上記検討に加えて、移動体通信に対するニーズの多様化を踏まえサービスの多様化を図っている。まず、従来の船舶に加え、航空機を対象とした衛星通信サービスを提供するために条約が改正され、1989年に発効した。その後更に陸上移動体衛星通信サービスを可能とするための改正条約が1989年の総会において採択され、現在各国に受諾を要請中である。また、低軌道衛星等を用いた別個システムにより国際的な移動体衛星通信サービスを行う様々な構想が浮上している中、全世界のどこからでもポケットサイズの電話機で直接衛星を介してサービスを受けられる「プロジェクト21」を1991年9月に発表した。さらに、1994年以降には、衛星からの電波を地理的に集中できるスポットビームを備えた第3世代の衛星の打ち上げを予定している。

一方、アジア・太平洋地域においては、既に約30の別個システム計画が発表されている。しかし、有限な静止衛星軌道に多数の衛星が打ち上げられると、衛星通信網相互間に混信を生じる可能性がでてくる。国際電気通信条約に附属する無線通信規則では、衛星通信網間の混信問題を解決するための国際的な調整手続きが定められている。

郵政省はこの調整手続きに従い、我が国の衛星通信網を外国の衛星による混信から守るとともに、新しい我が国の衛星軌道位置確保のために外国主管庁との調整を行っている。しかし、近年の各国の多くの衛星計画のため、この国際調整が複雑化、長期化してきている。

このような状況に対応して、郵政省は二国間調整会議を頻繁に開催するほか、早い段階から国際調整手続きを開始するなど、積極的な対応を

図っている。

さらに、以上のような状況にかんがみて、郵政省では短期的・中期的な観点から国際衛星に関する動向を幅広く研究し、衛星利用の拡大等、我が国の政策課題と国際協調の在り方について検討を行っているところである。

(7) 二国間郵政定期協議の推進

最近の社会経済の国際化の進展に伴い、多くの課題が相互に、密接に関連し合い複雑化してきている。

このような状況において、国際機関等の場において、多数の国々の間で調整を図るほかに、二国間で個々の国と現状や政策課題等について協議を行う場の重要性が増している。郵政省においては、7か国1機関(第2-5-1表参照)との間で各年1回定期協議を開催し、情報通信及び郵政事業の現状及び課題について、情報の共有化や活発な意見交換を行い、積極的に相互理解及び協調関係の進展に努めている。

1992年度においては、電気通信制度やデジタル移動体通信システムの

第2-5-1表 二国間郵政定期協議の開催状況

(1992年度末現在)

	相手国等の名称	設置合意	相手側参加者	開催回数
1	英国	1981.9	貿易産業省 (DTI) 電気通信庁 (OFTEL)	9回
2	米国	1982.10	電気通信情報庁 (NTIA) 連邦通信委員会 (FCC)	4回
3	カナダ	1984.10	通信省 (DOC)	7回
4	EC	1986.5	EC委員会第13総局	5回
5	韓国	1988.1	逓信部 (MOC)	4回
6	フランス	1990.11	郵電省 (MPT)	3回
7	オーストラリア	1991.4	運輸・通信省 (DTC)	2回
8	ドイツ	1991.6	郵電省 (BMPT)	2回

郵政省資料により作成

開発・市場動向、旧ソ連諸国及び東欧諸国との協力、GATTにおける対応、国境を越えるテレビ等の電気通信、放送及び郵政事業に関する様々な分野について情報交換・意見交換が行われた。特に、ECとの間では、前年度の協議において実施が決定されたISDN相互接続実験の成果を確認し、共同で報告書を取りまとめた。

このように、二国間郵政定期協議は、国際的な相互理解を図る有効な場として、ますます重要となっている。

2 国際協力の推進

(1) ODAによる実績

政府開発援助（ODA）の担うべき役割がますます重要となっている中で、通信分野における1991年度のODA実績を援助形態別にみると、無償資金協力全体の7.7%、円借款全体の4.6%、技術協力（派遣・受入

第2-5-2表 通信分野におけるODA実績

(単位：億円)

年度	無償 資金協力	円借款	技術協力(単位：人)		
			研修員受入	専門家派遣	協力隊派遣
1987	76.63 (7.2)	742.50 (10.6)	523 (8.0)	100 (4.4)	32 (3.8)
1988	58.51 (6.0)	539.52 (5.1)	537 (7.9)	109 (4.5)	23 (2.9)
1989	134.47 (12.7)	704.69 (7.2)	567 (7.4)	115 (4.6)	37 (4.2)
1990	103.71 (11.0)	1,009.96 (10.1)	509 (6.7)	118 (4.7)	26 (3.7)
1991	79.37 (7.7)	437.28 (4.6)	527 (6.5)	72 (2.8)	40 (4.1)

「我が国の政府開発援助」(外務省)により作成

(注) ()内は、一般無償全体(債務救済、ノン・プロジェクト援助、小規模無償を除く。)又は円借款全体(債務繰延べを除く。)に占める通信分野の比率(単位：%)を示し、技術協力は、全体に占める通信分野の比率(単位：%)を示す。

人数)全体の4.5%となっている(第2-5-2表参照)。

なお、ODA対象国については、1993年から旧ソ連諸国のうち、中央アジア5か国(トルクメニスタン、カザフスタン、キルギスタン、ウズベキスタン及びタジキスタン)を追加することが、1992年の開発援助委員会(DAC)会合で新たに認められた。

(2) アジア・太平洋地域における国際協力

ア APTへの対応

1992年11月にタイのバンコクにおいて、アジア=太平洋電気通信共同体(APT)第16回管理委員会が開催され、1993年の予算が承認された。同会合において、我が国全体としては、41万米ドル(APT通常予算の4割に相当)を拠出することとされた。我が国は、郵政省ODA予算からアジア・太平洋地域の電気通信網高度化のための人材養成に資するため、80万米ドルの特別拠出を行っており、これにより、研修員の受入れや専門家の派遣が行われた。

また、この特別拠出により、1993年2月にAPTと郵政省の共催により、アジア・太平洋地域におけるデジタル化を促進し、各国の良好な電気通信網の整備に協力することを目的として、デジタル化セミナーが実現した。

さらに、第16回管理委員会においては、我が国からAPT事務局長が選出されるなど、我が国に寄せられた各国の期待に添えていくことがますます重要になっている。

イ APECへの対応

アジア・太平洋経済協力(APEC)は、アジア・太平洋地域における経済面での協議と協力の在り方についての討議の場として、1989年以来開催されているものであり、1992年9月の第4回閣僚会議においては、APEC事務局及び基金の創設をうたったバンコク宣言を採択し、活動

基盤が整備された。

1990年5月の高級事務レベル会合において、7番目の専門家会合として採択された電気通信専門家会合は、現在、各国・地域別の電気通信情報収集、テレポート、人材育成及び電子データ交換の四つのプロジェクトについて検討を進めている。第4回閣僚会議においては、香港及び台湾（呼称 チャイニーズ・タイペイ）の電気通信事情に関するデータ、人材養成のマニュアル、ガイドライン及びテレポートに関するレポートが発表された。

ウ PECCへの対応

太平洋経済協力会議（PECC）は、太平洋地域における経済協力関係の推進を目的とした政府、経済界、学会の三者で構成される国際的フォーラムであり、9の小委員会を有している。

運輸・通信・観光（Triple-T）小委員会は、太平洋地域の経済的發展のため、運輸・通信・観光分野の役割の検討、地域内における具体的な政策協力の提案等を通じ、環太平洋地域での国際協力を推進している。

1992年7月に福岡において、我が国で初めて Triple-T 小委員会国際会議が開催され、電気通信のテレポートを中心に空港、港湾等を有機的に組み合わせ、開発途上国の経済發展に貢献する「Triple-T Port プロジェクト」の報告等が行われた。同プロジェクトは、郵政省が1990年10月から1992年3月の間に開催した「開発途上国におけるテレポートシステム調査研究会」と連携をとって進められたものであり、開発途上国の強い関心を集めた。

エ APPUへの対応

アジア＝太平洋郵便連合（APPU）は、UPUの地域的限定連合として1962年に設立されたものであり、我が国は1968年の加盟以来、積極的な対応を行っており、アジア＝太平洋郵便研修センター（APPTC）

に対しても、郵便に関する専門的知識を有する職員をコンサルタントとして派遣するなどの支援を行っている。

1992年9月にはAPPU執行理事会及びAPPTC運営理事会がインドのニューデリーにおいて開催され、APPUの財政やAPPU憲章等連合文書の簡素化等について審議を行い、アジア・太平洋地域内におけるEMS交換に関する決議を採択した。

なお、1993年9月には、次期APPU執行理事会及びAPPTC運営理事会が、我が国で開催される予定である。

(3) 旧ソ連諸国及び東欧諸国への支援

通信基盤の整備が、市場経済への移行に当たって非常に重要であると

第2-5-3表 旧ソ連諸国・東欧諸国関係施策

年	旧ソ連諸国関係	東欧諸国関係
1991	10月 「対ソ支援連絡会」設置	1月 「東欧通信・放送事業調査協議会」発足
	11月 「通信・放送現状調査団」派遣	2月 「東欧セミナー実施協議会」発足
	11月 「地域開発会議(ITU)」参加	3月 「第1回事業化現地調査団」派遣 (ハンガリー、ユーゴスラビア)
		5月 「東欧通信政策セミナー」開催
		7月 「第2回事業化現地調査団」派遣 (ブルガリア、ルーマニア)
		12月 ブルガリアからの研修員受入れ
1992	2月 「CIS電気通信協力協議会」設置	1～3月 ポーランドからの研修員受入れ
	5月 「CIS電気通信セミナー」開催	
	9～10月 ロシア連邦極東地域に電気通信事情調査団派遣	
		11月 「東欧中堅幹部研修」実施
1993		1月 「平成4年度特設東欧電気通信経営管理コース」実施
		3月 「東欧放送セミナー」実施

郵政省資料により作成

の認識の下に、旧ソ連諸国及び東欧諸国への協力・支援体制を整備し、現地事情を調査するための視察団の派遣、研修員の受入れ、セミナーの開催等、各種施策が実施されている（第2-5-3表参照）。

1992年5月には、旧ソ連諸国各国より電気通信関係幹部を東京に招へいし、「C I S 電気通信セミナー」を開催し、我が国の電気通信政策、電気通信の民営化、競争導入に関するノウハウの提供を行った。また、1992年9月から10月にかけて、ロシア極東地域に対して電気通信事情調査団が派遣され、同地域の詳細な調査を行った。

東欧については、1992年11月にルーマニアより通信に関する業務に携わる中堅幹部を招へいし、我が国の電気通信政策及び電気通信事業経営のノウハウ並びに電気通信関連施設が紹介されたほか、1993年1月に「東欧電気通信経営管理コース」が開催された。また、1993年3月には、ブルガリア、チェッコ、スロヴァキア、ハンガリー、ポーランド及びルーマニアの6か国から、放送主管庁及び放送事業体の幹部12名を招へいし、我が国の放送政策、民間放送の経営及び番組交流の促進等を目的としたセミナーが開催されるなど、東欧諸国の電気通信事業の経営改善ひいては同地域の経済発展に貢献するとともに、我が国と東欧諸国の友好関係の強化が図られている。

(4) 政策対話の推進

国際協力を効果的・効率的に実施するためには、相手国政府と通信政策等の基本認識を共有する必要がある。また、近年、多くの開発途上国においては、電気通信事業の民営化や外資導入による電気通信網の拡充が模索されている。

このような認識のもとで、開発途上国政府との政策対話の推進が求められており、1992年度からマレーシアとの間で開始された。1993年度には中国及びメキシコとの間で、新たに開始する方向で準備中である。

(5) 国際協力のフォローアップ施策

開発途上国に対する国際協力は、量的拡大とともに、質的拡充が求められており、特に、フォローアップの重要性が様々な機会に指摘されている。このような現状を踏まえ、郵政省では、財団による国際協力事業を助成しており、従来の研修員の受入れ、海外派遣専門家の養成及び海外通信計画調査に加え、1992年度から通信・放送設備の診断を行うことなどを目的とするメンテナンス・サポーティング事業に対しても、補助金による助成を行うこととした。

また、帰国研修員等に対するフォローアップ施策として、1992年度から我が国の通信・放送の技術動向等を取りまとめた技術情報文献「きずな」を発行、送付することとした。

(6) 郵便分野における国際協力の推進

世界の郵便事業のネットワークの改善及び発展のために、開発途上国の郵便関係職員を対象として、「郵便事業調査研究国際コース」や開発途上国の郵政庁幹部を対象とした「郵便幹部セミナー」を毎年開催している。

また、アジア諸国から郵便事業の機械化や営業活動等の専門分野に関する研修のための郵便関係職員を受け入れているとともに、郵便ネットワークの改善・向上を現地で助言・支援するため、専門家の派遣も実施している。

さらに、EMS追跡システムのアジア諸国への早期導入に必要な財源の拠出について、UPUから要請されたことを受け、UPUの任意基金への資金拠出を行い、アジア諸国へのシステムの早期導入を支援していくこととしている。

(7) 我が国の行う国連平和維持活動に対する協力

国連平和維持活動に対して、郵政省では、インマルサット衛星を利用

した持ち運び自由な可搬型地球局を用い、我が国との国際ダイヤル通話を可能としたり、郵便についても、航空ルートを改善し、迅速な送達を可能とするとともに、関連の艦船に船内郵便局を開設し、郵便送達を確保するなどの協力を行っている。

(8) パートナーズ計画

国連及び国際宇宙年宇宙機関会議は、1992年を国際宇宙年と位置づけ、これを契機に、宇宙に関する教育・普及活動を推進し、宇宙活動における国際協力の促進と宇宙科学と宇宙開発の両面における宇宙空間の平和利用の発展の年にしようとする取組を国際的に進めている。特に宇宙先進国に対しては、開発途上国に対する宇宙開発成果の還元、技術移転を含む教育・普及活動の実施について要請されている。

これを受けて、我が国では、1992年11月から郵政省、科学技術庁及び宇宙開発事業団が中心となり、大学や民間機関と協力して、アジア・太平洋地域の開発途上国に技術試験衛星V型用の簡易な地球局を設置し、大学や研究機関等の間で衛星を利用する共同実験計画であるパートナーズ（PARTNERS）計画を推進している。

パートナーズ計画では、衛星通信の電波伝搬実験や遠隔教育、遠隔医療等の衛星利用実験等を通じて技術移転、技術交流を行い、国際協力の促進を図ることとしている。

第 6 節 技術開発・標準化の一層の推進

1 次世代を支える技術開発の促進

(1) 情報通信技術に関する研究開発指針

郵政省では、今後の情報通信技術に関する研究開発を効率的に推進するため、電気通信技術審議会による「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策」に対する答申（3年6月）等を踏まえ、「電気通信技術に関する研究開発指針」（昭和61年策定）を全面的に改定し、4年5月に「情報通信技術に関する研究開発指針」として、以下の研究開発の基本的考え方、研究開発方策等を示し、これに基づき、必要な措置を図っている。

ア 情報通信技術の研究開発推進の基本的考え方

21世紀の高度情報社会の実現のためには、国の研究所、大学、電気通信事業者、製造業者等がそれぞれの立場で研究開発を行うとともに、これらの機関が適切な連携をとるなど、我が国全体としての研究開発活動の活性化のための長期的・総合的な視点に立った効率的な情報通信技術開発の推進が求められる。

イ 情報通信技術に関する研究開発推進方策

推進方策としては、通信総合研究所における研究開発の実施、民間における研究開発の支援、先導的研究開発を行う体制の整備、標準化の推進、国際研究交流の推進、地域における研究開発ポテンシャルの向上が重要である。

(2) 電気通信分野における研究開発体制の整備

「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策について」に対する答申にも指摘されているとおり、21世紀の高度情報社会を実現す

るためには、技術先導性の高い電気通信分野における研究開発の積極的な推進が不可欠である。しかし、この研究開発の中には、緊急な取組が必要であるにもかかわらず、高リスク・高負担で長期間を要することなどから、民間のみでは技術開発インセンティブが働きにくい分野があり、このような分野については国が基礎研究から応用への橋渡しを行う先導的研究開発を積極的に推進することが必要である。

このため、4年度から郵政省の特別認可法人である通信・放送機構において、産・学・官の技術力、人材を結集し、かつ研究開発における民間のインセンティブを働かせ、総合的、計画的かつ効率的に研究開発を推進している。

具体的には、ホログラフィ技術を用いた高度な三次元立体動画像の通信を可能とする「高度三次元画像情報の通信技術に関する研究開発」を東京テレコム・リサーチパークにおいて5年計画で行っている。

また、高度な電気通信技術の研究開発に不可欠な大型施設であって、民間のみでは整備困難な施設を整備し、広く電気通信技術に関する研究開発を行う者の共同の利用に供する事業（特定研究開発基盤施設整備事業）に対して、4年度より同機構から出資を行っている。4年度は、画像通信技術等の研究開発・試験機器を整備する「㈱横浜画像通信テクノステーション」及び、広帯域ISDN用技術開発設備を整備する「㈱新世代通信網開発センター」に対し出資を行った。

さらに、近年の研究開発においては、国際的な研究情報の交換等を抜きにしては考えられなくなっていること、我が国の国際貢献及び国際協力に対する期待が高まっていることなどから、同機構は外国人研究者を招へいし、我が国の研究者との研究交流を実施している。

(3) 電気通信フロンティア研究開発の推進

郵政省では21世紀における多様なニーズに対応し得る高度な情報通信

サービスを実現するため、従来の電気通信分野にとらわれない幅広い分野にわたる基礎的・先端的研究開発である「電気通信フロンティア研究開発」を、郵政省通信総合研究所を核とした産・学・官の連携により、昭和63年度から推進している。

4年度には、「超高速通信技術」、「バイオ・知的通信技術」、「高機能ネットワーク技術」の3分野について、「高温超電導体による超高速・高性能通信技術の研究開発」、「知覚機構モデルによる超高能率符号化技術の研究開発」及び「ネットワーク・ヒューマンインタフェースの研究開発」等の7研究課題の研究開発を推進している。

さらに、5年度においては、これらの課題の充実を図るとともに、新課題として「高度情報通信のための分子素子技術の研究開発」を実施していくこととしている。

また、これらの研究開発の補完、充実を目的とした「電気通信フロンティア研究公募」を2年度から実施しており、4年度には44件の応募の中から4件を新たに採択し、継続している課題と合わせて、計8件の公募課題に取り組んでいる。さらに、「電気通信フロンティア研究国際フォーラム」を元年度から毎年開催しており、4年度においてはバイオ系の研究分野を中心テーマとして、12月に開催するとともに、外国人研究者を通信総合研究所へ招へいするなど、引き続き国際共同研究を推進している。

(4) 広帯域 I S D N 構築の推進

郵政省では、我が国の社会経済の発展基盤として21世紀の通信基盤である新世代通信網の整備・普及は不可欠であるとの認識に立ち、3年度以降、電気通信基盤充実臨時措置法の制定や広帯域 I S D N の実用実験施設に対する政府出資の枠組みの創設等各種施策を講じているが、その一環として、広帯域 I S D N の実用実験が6年から実施される。

今回の実験は、4年8月に(財)新世代通信網利用高度化協会が発表した実用実験の推進計画を受け、関西地域を中心とした通信事業者、メーカー、ユーザー企業等の参画を得て実施するもので、6年度から関西文化学術研究都市を中心とした京都・大阪・奈良エリアにおいて、ハイビジョン映像等を用いた利用実験や高速LAN等を用いた利用実験等を実施し、ユーザーが必要とするサービスについて検討していく。

(5) デジタル映像技術の開発推進

従来各々の映像メディア毎に映像技術の開発が行われてきたが、メディア融合化の時代への対処のため電気通信技術審議会で審議が行われ、5年1月に「21世紀を展望したデジタル映像技術の在り方について」の答申を得、これに従い郵政省は開発推進を行っている。

すなわち、映像技術は、放送のほかに映画、印刷及び医療用画像等への応用を考慮すると、一層の高画質化が求められるとともに、今後のマルチメディア化に対応するため、コンピュータ処理に適する映像のデジタル化が不可欠である。このような映像技術の発展方向において、番組及び素材映像等の映像ソフトがメディア間を相互流通し、異種伝達メディアが同一のハードウェアを共用するメディア融合化の時代に対応するためには、通信、放送、パッケージ(CD-ROM等)、映画及び印刷等の各種映像メディアに共通して適用されるデジタル映像技術の体系化、規格の統合化が重要となっている。この体系を有し、一層の高画質化に対応する超高精細デジタル映像システム(UDTV:Ultra Definition TV)の実現については、①幅広い分野の関係者による開発目標を設定する体制の確立、②国際情報交換の促進、③国際標準化活動への積極的な参加、④基盤技術研究促進センターの出融資制度等を活用した基盤技術の研究開発、⑤研究開発成果を実用化に結びつけるための実証実験等を通じて開発推進を行っている。

(6) デジタル音声放送技術の開発推進

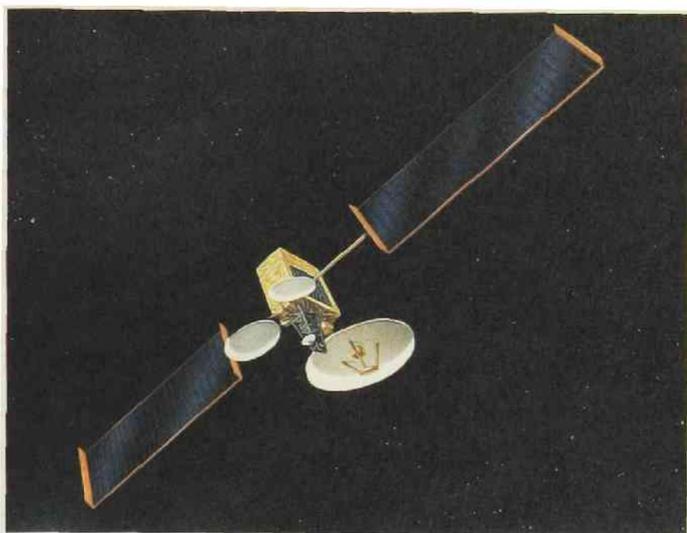
音声放送としては、中波放送、FM放送等が実用化され、広く普及している。しかしながら、近年の高品質の携帯型音響機器、カーラジオ等の普及により、移動しながらでも良好に受信可能であり、かつ高品質な音声放送に対するニーズが増加してきた。一方、音声信号のデジタル圧縮技術をはじめとするデジタル技術が大きく進展した。また、無線通信部門においては、デジタル音声放送技術に関して各国の研究開発を促進している。

このような状況を踏まえ、郵政省では、移動受信が可能な高品質デジタル音声放送（CDと同等）を実現するための技術について調査研究を進めている。4年度からは「音声放送技術研究会」を開催し、地上系の移動体デジタル音声放送、デジタル中波放送について、放送方式、周波数等に関する具体的な調査研究を行っている。

(7) 宇宙通信技術開発の推進

ア 通信放送技術衛星（COMETS）

我が国の社会経済の発展に伴い、宇宙通信に対するニーズは今後一層増大、かつ高度化、多様化していくものと考えられる。そこで郵政省では、科学技術庁、宇宙開発事業団と協力して、Kaバンド（30～40GHz帯）高度移動体衛星通信技術（小型通信機によるデータ通信、テレビ電話等）、衛星間通信技術、高度衛星放送技術（デジタルハイビジョン衛星放送）、大型静止衛星技術の高性能化技術等の開発及びその実験・実証を行うことを目的とした通信放送技術衛星（COMETS）を8年度に打ち上げることを目標に、2年度から搭載用中継器等の開発を進めている。郵政省通信総合研究所においては、5年度には、高度移動体通信のための中継器及び高度衛星放送のための中継器受信部の開発並びに通信実験のための地上施設の整備を継続して行うとともに放送地上実験設備の開



通信放送技術衛星(COMET S)想像図
(写真提供：宇宙開発事業団)

発に着手している。

イ 次世代研究開発衛星の研究

21世紀初頭においては、地上系の通信システムが使えないような山奥であっても利用できる携帯電話、移動体に向けての高品質音声放送及び大容量衛星間通信等の実現が期待されている。このため、郵政省では、21世紀初頭に実現が予想されるSバンド(2.5GHz帯)移動体衛星通信システム、Sバンド移動体デジタル音声衛星放送システム及び大容量の衛星間通信システムに必要となる衛星技術と衛星利用技術の研究開発及びその技術の宇宙における実験・実証を目的とした次世代の通信・放送分野の研究開発衛星の研究に4年度から着手している。現在、移動体衛星通信や移動体デジタル音声衛星放送の実現に必要な高出力中継器や10m程度の大型展開アンテナ等に関する技術及びミリ波・光を用いた衛星間通信技術の研究を行っている。

ウ 電波を利用した宇宙インフラストラクチャの整備方策に関する調査研究会

郵政省では、将来の宇宙活動の発展に備えて、宇宙活動の安全性、確実性を確保するために、宇宙環境モニタリングシステム、宇宙における情報通信ネットワーク、宇宙航行安全システム等電波を利用した宇宙インフラストラクチャについて、国際協力の進め方や行政施策等を含めた整備方策の検討を行っている。3、4年度は、宇宙環境モニタリングの在り方に関して調査研究を行い、スペースデブリ（宇宙空間に存在する使用済みの人工衛星等の不要物体）の観測体制と太陽活動による宇宙環境（太陽環境）の変化（人体及び宇宙機器に有害な影響を与える放射線の観測・予報システムについて検討を行ってきた。具体的には、スペースデブリ、太陽環境の観測の国内外の現状、観測システムに必要な機能や技術、宇宙環境モニタリングシステムのイメージ、国際協力の在り方等について検討を行ってきた。

5年度からは、有人宇宙活動に必要な通信や、生命維持・宇宙機運用に必要なデータ及び各種実験データの伝送等に必要となる宇宙における情報通信ネットワークに関する今後の研究開発課題や国際協力の進め方について検討を進めている。

エ 宇宙通信システムの信頼性向上に関する研究

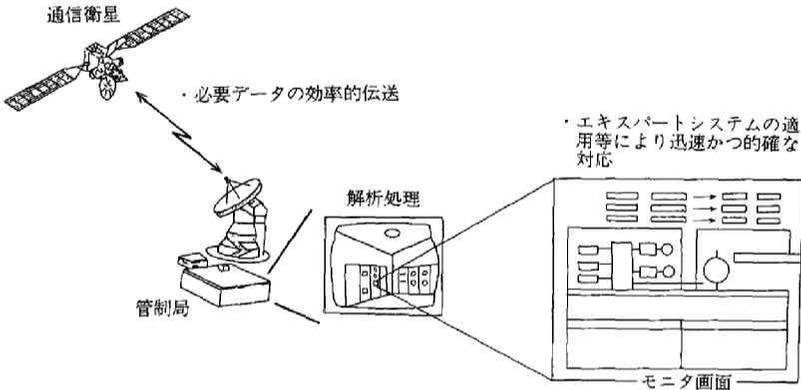
通信・放送分野における衛星利用が進み、宇宙通信需要が増大した今日、宇宙通信システムは社会にとって不可欠なものとなっており、これらに発生する不具合は、国民生活に重大な影響を与えるものである。

宇宙通信システムの信頼性の向上を図るためには、軌道上の衛星で生じた不具合の原因を明確にし、その分析・検討結果をその後の衛星の開発にフィードバックすること及び現在ではほとんど不可能である不具合部分の復旧を可能とすることが必要である。このため、郵政省では、4

第2-6-1図 宇宙通信システムの信頼性向上に関する研究

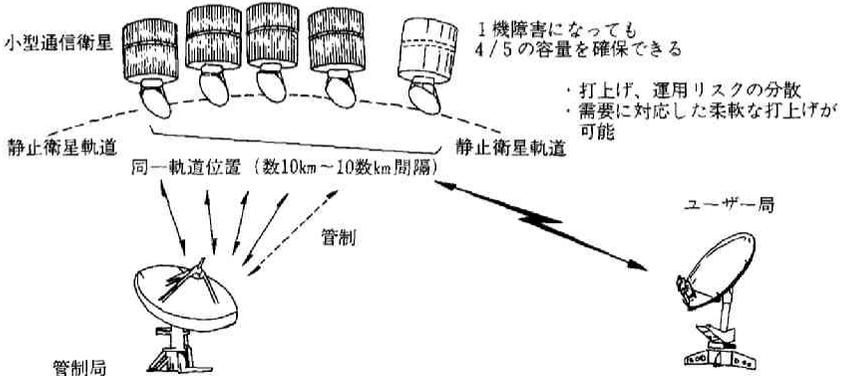
○ 衛星の状態監視・不具合解析技術の高度化

人工衛星の各部分の電圧、電流、温度、圧力及びスイッチの状態等は常時監視され、不具合発生時に出来るだけ速やかな対応を図る体制の整備が進められているものの、不具合発生場所・原因の特定におかなりの時間と労力を要しているのが現状である。このため、衛星の状態監視・不具合解析をより効率的かつ効果的に行い、不具合発生に伴う影響を最小限に止めるため、同技術の高度化が必要となっている。



○ クラスタ衛星システム

クラスタ衛星システムとは、同一軌道に複数の小型衛星を配置することによって、大型衛星と同等の機能を実現する分散衛星である。本システムの実現により、障害に対する衛星通信システム全体としての信頼性を高めることが可能となる。



年12月から「宇宙通信システムの信頼性向上に関する調査研究会」を開催し、通信衛星、放送衛星の宇宙通信システムの信頼性向上を図る上で必要な要素技術として、特に、衛星の自己監視技術、不具合解析技術、静止軌道サービス衛星技術及びクラス衛星技術に着目し、これらの技術の現状及び技術開発課題等についての調査・検討を行い、今後の宇宙通信システムの信頼性向上策の在り方について検討を行っている（第2-6-1図参照）。

オ 測位衛星システムの在り方に関する調査研究会

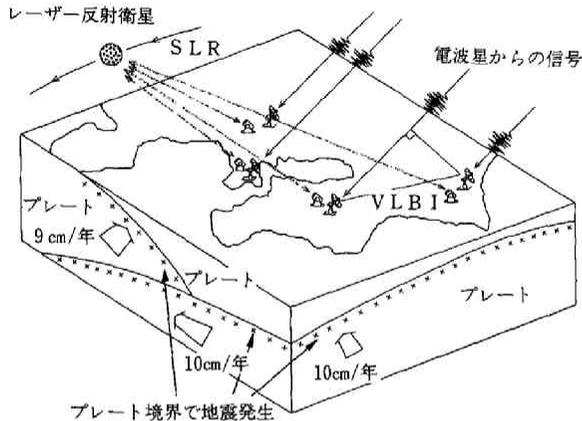
衛星を利用した測位システムは、広範囲にわたって簡便に高精度の測位情報を提供することから、自動車のナビゲーションから工事測量まで、幅広い用途での利用が期待されている。特に、米国国防総省が中心に開発したGPS（Global Positioning System）と呼ばれる測位衛星を用いた船舶、自動車等のナビゲーションシステム等の利用も広まってきている。

郵政省では、測位衛星システムの安全性・完全性確保の方策について検討を行うことを目的として、「測位衛星システムの在り方に関する調査研究会」を3年7月から開催し、4年6月に報告書を取りまとめた。この結果を受けて、ナビゲーション機器製造企業等により「衛星測位システム協議会」が4年11月に設立された。この協議会では、GPS等衛星測位システムに関する技術開発及び利用動向の調査、GPSの利用を検討している国際機関等との交流、GPSの機能に関する情報収集、利用技術の調査研究等を行っている。

(8) 首都圏広域地殻変動観測施設の整備

郵政省では、国民の日常生活にとって大きな脅威である地震の前兆である地殻変動を精密にとらえ地震予知に資するため、超長基線電波干渉計（VLBI：Very Long Baseline Interferometry）観測技術等を活

第2-6-2図 首都圏広域地殻変動観測システムの概念図



VLBI : Very Long Baseline Interferometer 超長基線電波干渉計
 SLR : Satellite Laser Ranging 衛星レーザー測距

用した首都圏広域地殻変動観測施設の整備を行っている。VLBIとは、遠方にある天体電波源から発せられた電波を遠く離れた二つ以上のアンテナで同時に受信して、電波がそれぞれのアンテナに到達する時間差(遅延時間)を測定することによってアンテナ間の距離を超精密に測定する技術である。郵政省では、現在1cmの測地精度を持つVLBI技術を確立済みである。この技術を活用して日本列島周辺のプレート運動の解明等を行っており、プレート運動によって発生する地震の予知の向上に貢献している(第2-6-2図参照)。

(9) 郵便システムの技術開発推進

郵政研究所では、21世紀の郵便システムを目指した技術開発を促進するために、4年度に技術開発研究部門を拡充し、本省関連部門との密接な連携を保ちつつ、郵便処理の自動化のための技術開発及び郵政事業高

度化のための情報通信に関する技術開発を行っている。主な研究テーマとしては、次の四つがある。

- ① 「郵便処理システムの将来形態に関する研究」は、将来の郵便処理の自動化システムの実現を目指して、そのかぎとなる手書き文字認識技術の高度化の研究を行うものである。
- ② 「郵便輸送システムの将来形態に関する研究」は、労働集約型である郵便事業の合理化、省力化を目指し、郵便局相互間における新たな郵便輸送システム及び局内における作業工程間の搬送・移載の自動化システムの実現に向けて、必要な技術開発の研究を行うものである。
- ③ 「先端通信技術の郵政事業への応用に関する研究」は、進歩の著しい移動体通信やV S A T^(注)等の先端的な通信技術を郵政事業に利活用していくことを目的とする研究であり、その際の問題点についても検討するものである。
- ④ 「通信情報処理システムにおけるセキュリティ管理に関する研究」では、今後の郵政事業において、高度化した電気通信システムを介しての金銭の取引やプライバシーに係る重要な情報等を授受することが必要とされ、その場合に必要な通信情報処理システムのセキュリティ管理・認証機構の適用方策等を研究するものである。

2 重要性を増す標準化の推進

(1) 電気通信の標準化推進に対する取組

電気通信の高度化・多様化が進展しているが、不特定多数のユーザー間で円滑な通信を行うためには、端末及びシステム相互間の通信方式等の標準化が不可欠である。国際標準化は、主として国際電気通信連合(I T U)の電気通信標準化部門及び無線通信部門で行われている。

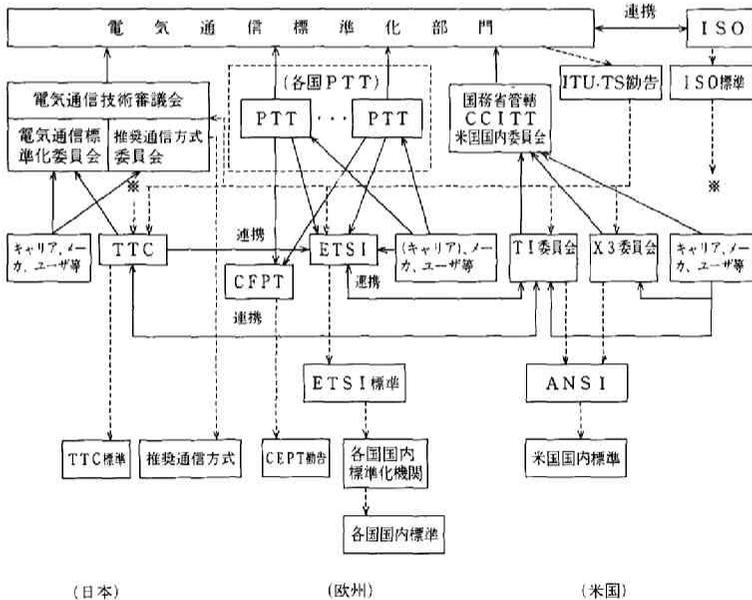
(注) アンテナの開口径が1 mから2 m程度の超小型の地球局設備全般を指す。

また、我が国では(社)電気電話技術委員会 (TTC) を始めとする民間標準化機関、欧州では欧州電気通信標準化機構 (ETSI)、米国では T1 委員会^(注) が、各地域内での標準化を進めている (第2-6-3図参照)。

このような状況の中で、以下のような標準化推進に対する取組を行っている。

- ① 電気通信技術審議会を中心とした国際標準化機関の国際標準化活動への寄与
- ② 電気通信技術審議会の答申に基づく各種規格や推薦通信方式 (JUST) の作成

第2-6-3図 電気通信分野における日・米・欧の標準化機関



(注) 米国規格協会 (ANSI) 傘下の電気通信標準化機関。

- ③ 相互接続試験を実施している HATS 推進会議（高度通信システム相互接続推進会議）の試験対象の拡大と普及活動の強化
- ④ 国内の民間標準化機関である TTC、RCR（助電波システム開発センター）、BTA（放送技術開発協議会）等により構成される電気通信標準化関係機関連絡会の開催
- ⑤ OSI（開放型システム間相互接続）対応装置等の国際標準に準拠する端末及びシステムに対する各種支援策の推進

(2) 電気通信標準化部門への寄与

電気通信標準化部門の作成する勧告は、国際的な標準として世界的に広く採用されている。我が国も、電気通信標準化部門の調査研究に対して積極的に寄与し、電気通信の発展に貢献している。

5年3月にヘルシンキにおいて、勧告の審議等を行う第1回世界電気通信標準化会議が開催され、多くの標準が採択された。その中で、将来の電気通信の発展及び利用者の利便性を高めるため、特に積極的に、電気通信管理網、インテリジェントネットワーク、パーソナル通信、広帯域 ISDN、オーディオビジュアルサービス（マルチメディア情報をリアルタイムに2地点間以上で通信するサービス）の各項目について、審議が行われた。郵政省では、電気通信技術審議会からの5年1月の「CCITT総会への対処について」の一部答申に基づき、積極的に本会議へ寄与してきたところであり、引き続き電気通信標準化部門への調査研究へ寄与を図っている。

(3) OSIの普及

近年のネットワーク化の流れの中で、異なるメーカーのコンピュータや端末の接続を容易に行う必要性が高っており、そのために、OSIの導入を促進することが重要になっている。4年度行政改革大綱において、OSIに関する国際的な標準の導入を推進することが盛り込まれ、政府

におけるOSI導入・利用に関する基準は、ITU-TS勧告(旧CCITT勧告)、ISO標準等の国際標準に対応する国内標準とすることになった。

これを受け、郵政省では、ITU-TS勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関を内外に明確にし、広く周知するため、4年7月にTTCをその機関として認定した。

さらに、4年度からエネルギー需給構造改革税制の中に、OSI対応装置が盛り込まれ、OSI対応装置の取得に対して税額控除が認められている。

(4) 相互接続性確保のためのHATS推進会議の推進

国際標準・国内標準に基づいて製造されている製品であっても、メーカーが異なると、標準の解釈上の問題等により、相互に接続できない場合があり、標準に基づいて開発されたシステムの相互接続性・相互運用性を確認する必要性が高まっている。これに対処するためにHATS推進会議が開催されている。HATS推進会議では、利用者、メーカー、電気通信事業者等の意見交換を通じて、ISDNの特性を生かし、かつ、ユーザーニーズに合致する高度な通信システム間の相互接続性の確保に向けて取り組んでいる。現在まで、HATS推進会議内にG4ファクシミリ等の8分科会を設置し、通信機械工業会(CIAJ)内に設置した相互接続試験実施連絡会と連絡調整をとり相互接続試験を実施している。

相互接続試験は、ITU-TS勧告等に基づきTTCが作成したTTC標準に準拠(必須機能)していること及びオプション機能のうち実際の使用環境を考慮した基本的機能の範囲について実施している。各試験項目について、全ての装置間で良好な結果が得られれば、これらの範囲について相互接続性が確認される。

4年9月以降、特に需要の大きいデジタルテレビ電話・会議、G4ファクシミリ、構内交換機（PBX）、LAN間接続の4分野について順次、TTCにおいて「相互接続試験実施ガイドライン」が作成され、これに基づき相互接続性が確認されたISDN/OSI製品については、TTCへの届出・確認の後にTTCマークの表示等が可能となった。

また、HATS推進会議では、EC並びに韓国との間で、国際ISDN相互接続実験を計画しており、既にECとの間では、G4ファクシミリによる初期実験を実施し、良好な結果を得ている。

(5) アジア・太平洋地域における標準化活動

今後21世紀に向け、アジア・太平洋地域の社会経済の発展は、電気通信ネットワークの円滑な構築が必要不可欠である。特に、今後の高速データ通信、画像通信等に対応した通信網の高度化を効率的・経済的に進める上で、地域内外での通信の相互接続性の確保、マルチベンダ^(注)化等が重要であり、ITU等で策定されたデジタル通信網等に関する国際標準の域内における積極的な導入、高度ネットワークの地域内外での相互接続性の確保等に関する方策を早期に確立することが望まれている。

このため、4年10月から「アジア・太平洋地域における標準化の推進に関する調査研究会」を開催し、アジア・太平洋地域の先進国である我が国としても国際貢献の立場からこれらの方策について検討を行っている。

(注) 特定のメーカーに依存しないシステム。